

(案)

第2次盛岡市地域づくり協働推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

盛岡市

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画の策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の対象	2
4 計画の位置づけ	3
第2章 本市の地域の現状と課題	
1 地域を取り巻く現状	5
(1) 町内会・自治会活動の状況	5
(2) 地域協働を取り巻く状況	8
第3章 前計画の成果と課題	
1 前計画における取組状況	11
2 次の計画における課題	17
(1) 町内会・自治会との意見交換会及びアンケート調査等での意見	17
(2) 今後、重点的に取り組む必要がある課題等	18
第4章 基本方針及び施策の体系	
1 計画の基本理念	21
2 各主体の役割	21
3 課題の取組の方向性	24
4 計画の基本方針	25
5 取組一覧	26
第5章 施策の展開	
1 個別の取組内容	27
2 成果指標	36
第6章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進体制	38
2 計画の進行管理	38
3 計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	38
《参考資料》用語の定義	39
資料編	41

1 計画の策定の趣旨

(1) これまでの計画策定の経緯

本市では、「市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や『盛岡のまちづくり』など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合う」とする「市民協働」を推進するため、平成26年3月に「盛岡市市民協働推進指針（以下「指針」という）」を策定しました。

この指針は、地縁団体等に対する支援のあり方や本市の協働に関する施策の方向性を定め、市民等と市の役割を明らかにし、共通した認識のもとでまちづくりを進めることを目的としています。

指針に基づき市民協働を具体的に推進するため、本市は、平成27年度に「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」、平成28年度に「第2次盛岡市地域協働推進計画」を策定し、町内会・自治会などの地縁団体の持続的な活動や、コミュニティ推進地区単位での「地域づくり組織」による地域課題等に対する主体的な取組を推進してきました。令和3年には、これらの組織に共通する課題の効果的な解決を図るため、両計画を一本化する形で「盛岡市地域づくり協働推進計画」（以下「前計画」という）を策定し、様々な主体の協働による地域のまちづくり（以下「地域づくり」という）に向けた一体的な取組を行うことにより、市民協働の推進を図ってきました。

(2) 計画の必要性

全国的に人口減少が進行する中で、本市においても少子高齢化が進み、地域コミュニティの担い手不足が顕著になっています。また、人間関係に対する意識や居住関係の変化によって人と人とのつながりが希薄になりつつあり、精神的・物理的な孤立が引き起こされ、将来への希望が失われ、健康を損なうといった深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした中で、地域で人々が支え合い、いきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを進めるためには、市民、NPO、民間事業者、行政などのまちづくりの主体が、協働と連携の中で支え合う視点が重要です。

このことから、本市では町内会・自治会等の地縁団体の活動を持続可能なものとするとともに、地域における様々な主体が積極的にまちづくりに参画する「市民協働」を推進するため「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」（以下「本計画という」）を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や施策の動向を踏まえて、3年経過後に見直しの検討を行います。

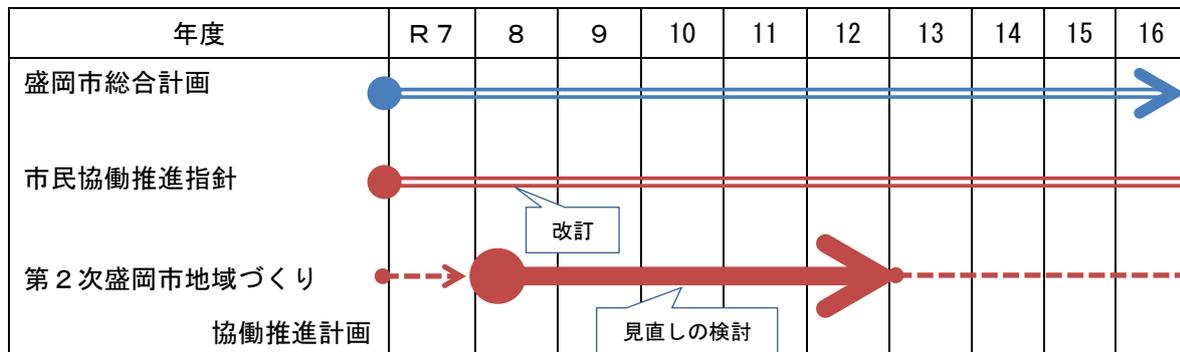


図1：「盛岡市総合計画」等との関連性

3 計画の対象

本計画により推進する施策は、町内会・自治会等、コミュニティ推進地区組織や地域づくり組織等市が指定する区域ごとの組織及び地域で活動する市民、団体、企業、行政、NPOなどが対象となります。

4 計画の位置づけ

本市における最上位計画である「盛岡市総合計画」（令和7年度～令和16年度）では、基本目標の一つに「人がいきいきとつながり支え合うまちづくり」を掲げ、具体的な施策として「地域コミュニティの維持・活性化」を掲げています。

本計画は「盛岡市総合計画」に掲げるまちづくりの基本目標の達成を目指し、また、指針に定める市民協働の取組を推進するための具体的な取組をまとめたものです。

盛岡市総合計画

基本目標3 人がいきいきとつながり支え合うまちづくり

10年後になりたい姿： 「多様な主体が協働する持続可能なまち」

具体的施策 地域コミュニティの維持・活性化

地域コミュニティがこれまで担ってきた多岐にわたる役割を維持し、活動を持続可能なものとするため、地縁又は目的を共にする団体などへの支援に取り組みます。

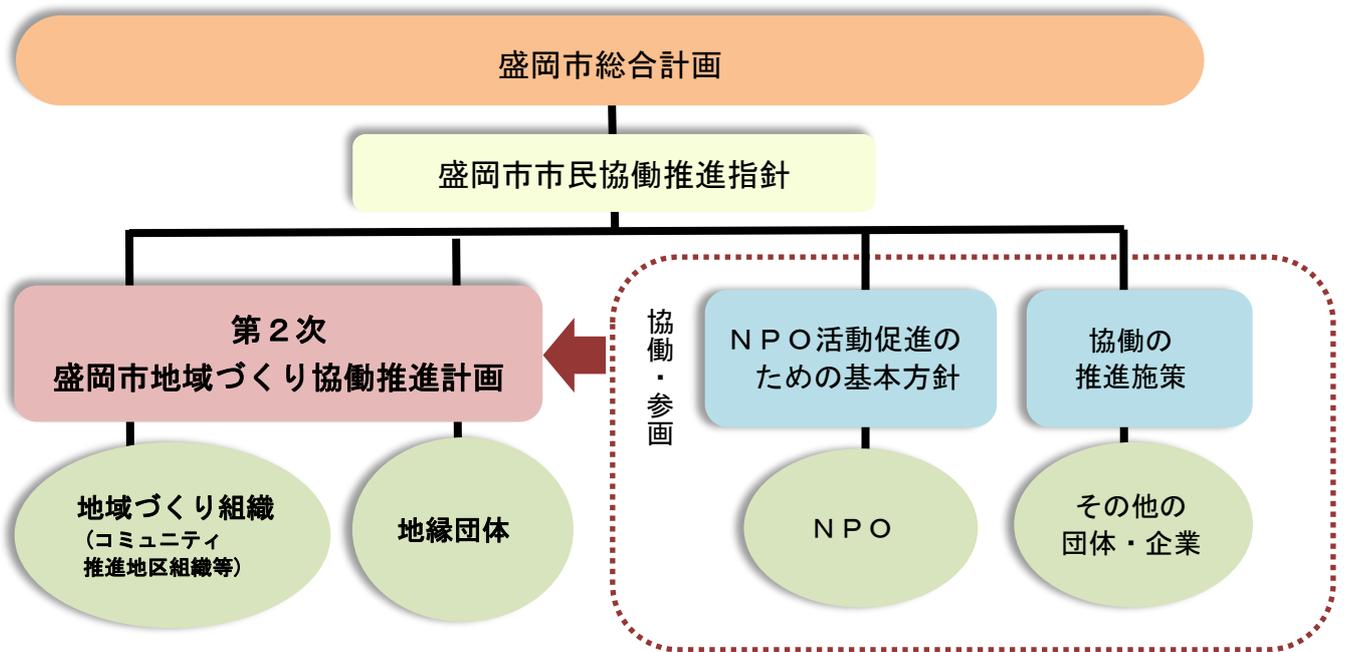


図2：「盛岡市市民協働推進指針」に基づく推進計画等の体系

※1 地域づくりを目指すコミュニティ推進地区単位で活動する組織を含む。

※2 NPOや企業等は、「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」に基づき地域づくり組織が進める協働・参画のパートナーとして位置づけます。

1 地域を取り巻く状況

(1) 町内会・自治会活動の状況

町内会・自治会は本市における市民協働の中核となる地域の組織であり、地域の相互の親睦と福祉の向上を図り、自分たちが暮らす地域を快適で住みよくするための様々な活動を行っています。地域において日頃から顔の見えるつながりを育むことにより、住環境の整備や防災・防犯等、個人の力で対応することが難しい問題にも迅速かつ細やかに対応することが期待されるなど、市民の共助の根幹を担う地域になくてはならない組織です。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進行し価値観が多様化する社会においては、活動の担い手の減少を主な要因として今までと同様の環境や活動を維持・継続することは難しくなっています。町内会・自治会が持続的に活動を行っていくためには、地域にとって必要なものを見極め、状況に応じて個別の活動の内容を検討したり、住民のニーズや社会の変化に合わせて新しい活動を取り入れたりするなど、柔軟に対応していくこととともに、これからの活動を担う人材を見つけ出し育成していくための方策を市民、地域コミュニティ、行政などが一緒に考えていく必要があります。



図3：町内会・自治会の主な活動内容

ア 町内会・自治会と市の協働

町内会・自治会は、地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動を自主的に行っており、これらに対し市は必要に応じた支援を行っています。

また、市が行う施策の多くが町内会・自治会の理解・協力のもとに進められており、様々な形で連携を深めながら、まちづくりを進めています。

イ 町内会・自治会数及び加入率

本市の町内会・自治会数は、令和6年度時点で382団体、町内会・自治会加入率は85.8%となっています。町内会・自治会加入率は、令和元年度以降、微減傾向で推移しているものの、全国と比較すると上位に位置づけられ、東北6県の県庁所在都市の中でも最も高い数値になっています。

表1：盛岡市の町内会加入率

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
町内会数(団体)	382	382	382	381	381	382	383	382
町内会加入率(%)	87.7	87.9	87.5	87.2	86.7	86.6	86.2	85.8

表2：東北6県の県庁所在都市の町内会加入率(令和6年度各市調査時点)

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
町内会数(団体)	405	1,010	382	545	1,371	866
町内会加入率(%)	68.9	75.7	85.8	85.7	72.5	72.9

表3：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」

600市区町村における自治会等の加入率の平均(単純平均)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
加入率(%)	78.0	77.6	77.2	76.5	75.9	75.3	74.7	74.0	73.3	72.4	71.7

参考：総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書」(令和4年4月)

ウ 町内会・自治会の運営状況

市が市内の町内会・自治会を対象に、令和5年度に実施した意見交換会及び令和6年度に実施したアンケートでは「活動の担い手不足や役員の負担が悩みである」との意見が最も多く寄せられました。この2つの課題は相互に密接に関連しており、町内会・自治会の持続可能性を高めていく上で避けて通れない課題と考えられます。

市として今後積極的に行うべき取組（令和6年度町内会・自治会アンケート調査 問6）

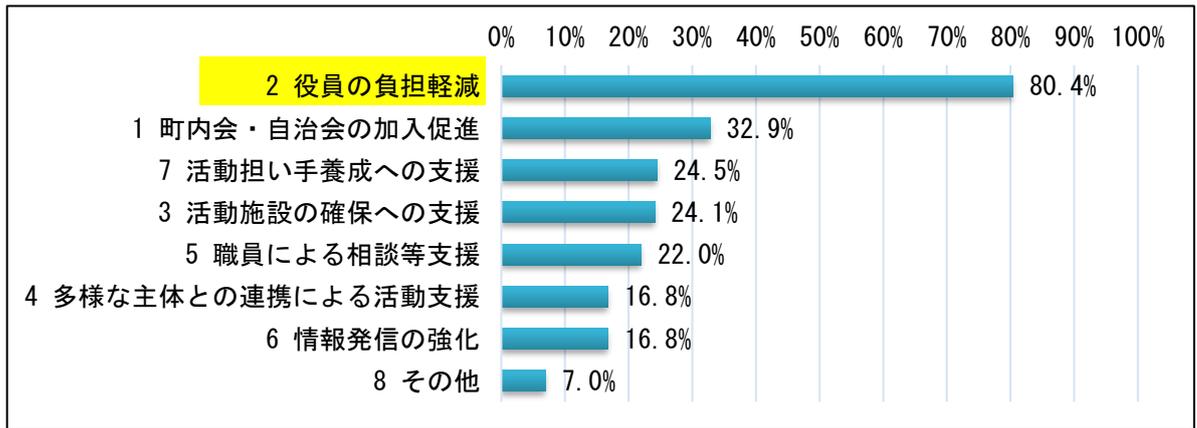


図4：令和6年度町内会・自治会アンケート調査（有効回収数：286）

ミニコラム
1

町内会・自治会ってどうして必要なの？



住民同士の共助（助け合い）の仕組みを支えています

町内会・自治会は、市民一人ひとりが地域で安心して生活していくために欠かすことができない、**地域住民の「共助」の要**です。

それぞれの地域には、ごみ集積所や街路灯・防犯灯の維持管理、防災、防犯、交通安全、環境美化や地域活性化の取組など、地域の特性に応じた多様な課題があります。

こうした地域課題は、個人のみでは取り組むことが難しいものですが、地域住民が協力することにより、解決や改善に向けてできることは広がります。また、それらの活動を通して住民が地域の情報を共有し、互いに声を掛け合える関係性が構築されることで、一人ひとりが地域で生活していく上での安心感を高め、自分の住む地域に対する愛着をより強めることにつながります。

町内会・自治会は、地域をより住みよくするための様々な活動を通して住民の安全・安心な暮らしを支えており、人がいきいきとつながり支え合う本市のまちづくりの実現において、欠かせない存在になっています。

市にとっても大切なパートナーです

市は、市民の生活に関わる様々な分野で多岐にわたる施策や業務を行っていますが、これらの多くが町内会・自治会の理解と協力の上に成り立っています。

また、地域における防災、防犯活動や、高齢者・子どもの見守りなどの課題に対しては、地域住民の共助の力が非常に重要になります。特に、大規模災害が発生した場合の被災者の安否確認、避難誘導などは対応に一刻を争うことから、住民同士の積極的な助け合いにより、少しでも被害の拡大を防ぐことが可能になると考えられます。行政の手が間に合わないとき、地域住民の支え合いの手は、そこに暮らす誰にとっても何より大きな力になります。

地域住民の共助の根幹である町内会・自治会は、市にとっても決して欠かすことができない大切なパートナーです。

(2) 地域協働を取り巻く状況

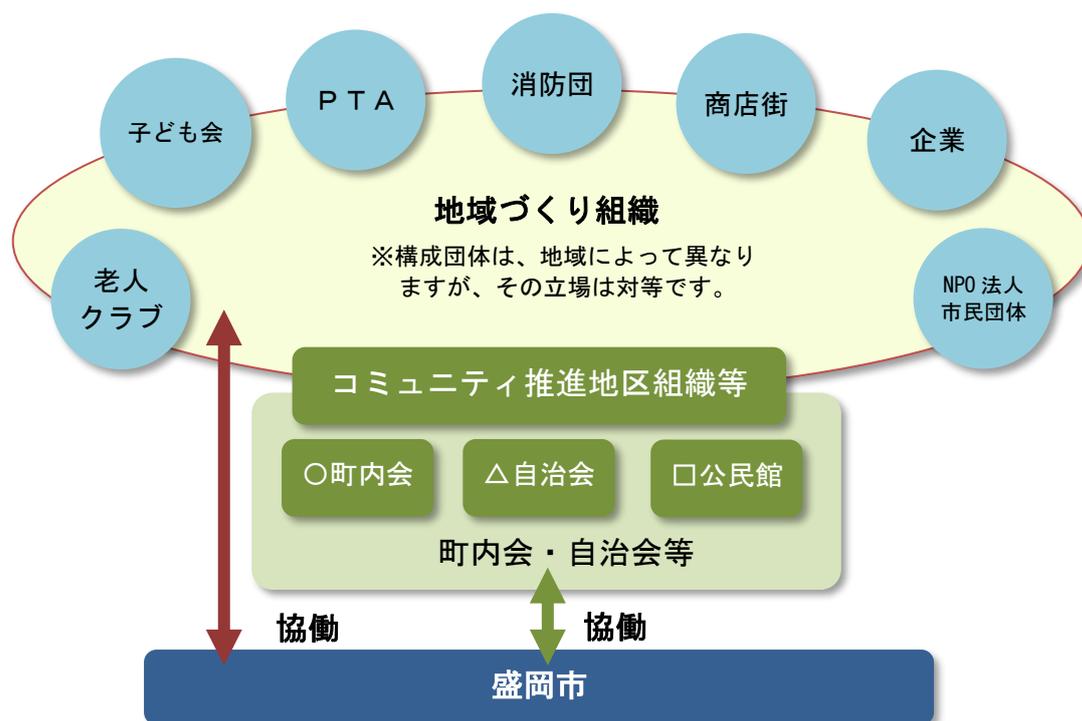
ア 本市における地域協働

人口減少や少子高齢化が進行する社会において持続的な地域のまちづくりを行うには、地域に住む人だけでなく、地域と関わりのある団体やボランティアなど特定の目的を持つ団体等と一体となって活動を行うことが、より一層求められます。

本市における「地域協働」は、地域を構成する町内会・自治会、PTA、老人クラブ、NPO、企業などの多様な主体が、地域の課題や将来像について共通認識を持ち、その解決や実現のため、それぞれの得意分野や特性に応じて連携・役割分担し、一体となって計画的、効果的な地域づくりを進めることが、「求められる地域協働の姿」であると考えます。

本市の地域づくり組織は、この「地域協働」を具体的に進めるための組織として平成23年度より市内で組織化され、それぞれの主体が対等な立場で参加し、地域が一体となった主体的な地域づくりを進めています。

本市では、地域づくり組織の活動を支援するほか、その取組を多くの地域に広げるため、市内に30あるコミュニティ推進地区における地域協働の取組を推進してきました。その結果、12地区で地域づくり計画が策定され、地域の特色を生かした様々な事業が行われました。



[※組織数（R7年度時点）]

町内会・自治会	: 382 団体
コミュニティ推進地区組織	: 30 団体
地域づくり組織	: 12 団体

図5：本市が考える「求められる地域協働の姿」

イ 地域づくり組織の構成と実施事業

地域づくり組織の運営は、コミュニティ推進地区組織、地区福祉推進会又はその関係者の多くが担っており、母体となる各組織等との連携・協力が不可欠です。

令和3年度から7年度までの5年間（前計画）では、地域づくり計画を策定した12地区において、引き続き、地域のニーズに応じた様々な事業が企画・実施され、地域特有の魅力の共有やPR、地区内外の住民の交流の場の創造、防犯・防災力の向上や環境整備などの事業を継続して行っています。



【青山地区まちづくり協議会主催
R7年度「青山さくらまつり」】



【城南地区地域づくり委員会発行
「城南地区めぐり」】

表4：地域協働事業の実施方法

手順1	市から地域づくり組織の認定を受ける
手順2	地域の将来像をつくる 地域の課題や将来像の認識を共有 →その解決・実現に向けて、各主体で連携・役割分担 →事業を進めるための地域づくり計画を作成
手順3	計画に基づき事業を実施する →計画に基づき実施計画（年度計画）を策定し、活動を実践。 →各年度の活動終了時には振り返りを行い、成果や課題を確認。次年度の活動に反映させる。

ウ その他の地域協働の動き

市の認定を受けた地域づくり組織以外にも、地域においてはコミュニティ推進地区組織や地区福祉推進会、地域包括支援センターなど、様々な団体が多様な主体と協働して地域づくりの活動を行っています。

活動が活発な団体は、その多くが課題の共有と目的の明確化を行っており、また、開かれた組織として新たな人材を取り入れる仕組みが作られています。このことから、多くの人や団体が活動に関わることにより、課題の解決力が高まるとともに、地域活動が活性化していくものと考えられます。



○地域づくり組織とは

市民、町内会・自治会、企業等の多様な主体が対等な立場で相互に連携し、効果的な役割分担によりまちづくりを行うため、区域を定めて設立された組織であって、市長が認めたものをいいます。一つのコミュニティ推進地区全域を対象として、地域課題の解決や目指すべき将来像について定めた地域づくり計画を策定し、当該計画に関する事業を実施しています。

○コミュニティ推進地区組織とは

市は、心の通い合う住みよいまちづくりを推進するため、複数の町内会・自治会を包括する区域（おおむね中学校区）を30に区分し、コミュニティ推進地区と定めています。この地区ごとに、市の指定を受け様々な地域活動に取り組んでいる組織を「コミュニティ推進地区組織」といいます。

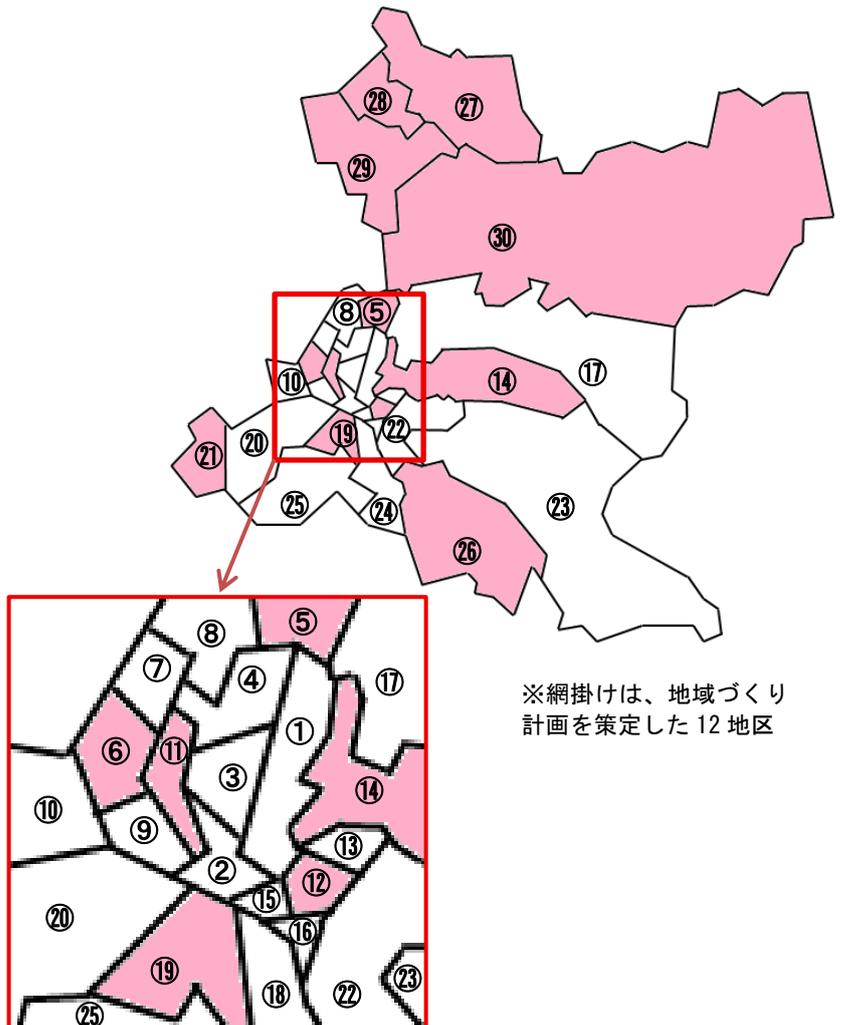
○地区福祉推進会とは

地域内の地区の特性に応じた地区コミュニティにおける福祉活動の活性化を図り、社会福祉事業の充実・発展させるために設立された組織をいいます。全部で32組織が活動しており、高齢者への支援活動や児童・青少年健全育成活動等、地域福祉の向上に資する活動を行っています。

表5：コミュニティ推進地区一覧
※○は地域づくり計画を策定した12地区

番号	地区	※	番号	地区	※
①	仁王		⑬	加賀野	○
②	桜城		⑭	山岸	○
③	上田		⑮	杜陵	
④	緑が丘		⑯	大慈寺	
⑤	松園	○	⑰	米内	
⑥	青山	○	⑱	仙北	
⑦	みたけ		⑲	本宮	○
⑧	北厨川		⑳	太田	
⑨	西厨川		㉑	つなぎ	○
⑩	土淵		㉒	中野	
⑪	東厨川	○	㉓	築川	
⑫	城南	○	㉔	見前	
⑬	加賀野		㉕	飯岡	
⑭	山岸	○	㉖	乙部	○
⑮	杜陵		㉗	巻堀	○
			㉘	姫神	○
			㉙	好摩	○
			㉚	洪民	○
			㉛	玉山	○
			㉜	藪川	○

※ 地域づくり組織とコミュニティ推進地区組織及び地区福祉推進会は、同じ組織の場合もあれば、別個の場合もあります。



※網掛けは、地域づくり計画を策定した12地区

図6：盛岡市コミュニティ推進地区マップ

第3章 前計画の成果と課題

1 前計画における取組状況

前計画（令和3年度～令和7年度）では、指針の基本理念（「盛岡が盛岡らしく在り続けるために、様々な主体が積極的にまちづくりに参画する“市民協働”を推進します」）及び「市民協働の基本方針」に従い、「制度の充実と取組の強化」「拠点機能等の充実」「職員の意識改革と能力開発」「市民意識の醸成」の4項目を基本方針として掲げました。

これらの基本方針のもと、取組の方向性として11のテーマを掲げ、27の具体的取組を設定しました。具体的取組は、それぞれの目的により「町内会・自治会活動の活性化への取組」と「地域協働の推進への取組」のいずれか、又は両方に位置づけられています（★は重点取組）。

基本方針ごとの主な取組状況は次のとおりです。

基本方針① 制度の充実と取組の強化

表6：基本方針①の具体的取組

（★：重点取組 町：町内会・自治会活動の活性化への取組 地：地域協働の推進への取組）

項目	町	地	取組内容
1 不動産協会との協定締結★	○		不動産協会等と「盛岡市における町内会等への加入促進に関する協定」を締結し、不動産会社から契約者に町内会・自治会等への加入案内チラシを配布する取組を実施した。
2 転入者に対する加入促進の強化	○		加入案内チラシの配布を市民登録課等の住民異動窓口で行うとともに、所属する町内会・自治会に関する問い合わせについては、盛岡市町内会連合会又は玉山地域自治会連絡協議会を案内した。
3 町内会・自治会基礎講座の開催★	○		新しい役員の方等を対象に、市と町内会・自治会に関連する事務に関する講座を年1回開催。
4 会議の開催調整	○		参集範囲が市内コミュニティ推進地区、地区福祉推進会規模の市が主催する会議を対象に、会議の開催日時等を庁内で情報共有する仕組みづくりを行った。
5 会長あて文書等の削減	○		会長あて文書等（個人情報に記載されていないもの）を市ホームページに掲載した。 また、町内会・自治会の希望に応じ、市ホームページ掲載文書以外のみの送付とし、文書の削減を行った。

項目	町	地	取組内容
6 各種手引きの充実と周知	○		各種手引きの内容を2年に1度更新を行い、最新版について各町内会・自治会会長あて送付を行うとともに市ホームページに掲載した。
7 協働推進奨励金の簡素化・明確化	○		広報配布謝礼金単価の増額、子ども会育成費補助金相当額の単価区分を廃止し、8,000円に統一。また、複数町内会で一つの自治公民館を管理している町内会へ按分払選択制の導入を実施した。
8 国や民間等の補助制度の情報提供	○	○	国や民間機関等が実施している補助制度の情報を収集し、町内会・自治会へ情報提供を行った。
9 地域づくり事業補助の実施★		○	コミュニティ推進地区30地区のうち、12地区に補助金を交付し、地域づくり事業を実施した。
10 コミュニティ活動費補助の実施		○	コミュニティ推進地区30地区に補助金を交付し、コミュニティ活動を支援した。
11 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知	○		毎年の会長あて文書で制度案内の文書を送付するとともに、町内会・自治会から活動拠点の確保について相談を受けた場合は、制度を周知した。
12 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知	○		毎年の会長あて文書で制度案内の文書を送付し制度の周知を図るとともに、補助対象となる備品品目について拡充を行った。
13 専門知識を有するNPO法人等の派遣	○		町内会・自治会等に専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、地域課題の解決のための支援を行った。
14 職員による支援	○	○	町内会・自治会等から活動の継続等に関する相談に対し、情報の提供や役員会等で質疑応答等の対応を行った。
15 地域担当職員制度の実施★		○	コミュニティ推進地区30地区に2名ずつ地域窓口サポーターを配置し、要望に応じて地域課題アドバイザーを選任した。
16 専任職員の配置		○	市民協働推進課の職員を各地区担当の「専任職員」とし、地域活動の情報提供や地域づくり事業の支援を行った。

ア 取組の成果

不動産協会との協定締結や転入者に対する加入促進の強化により、不動産会社や担当課と連携して町内会・自治会の活動内容や必要性を周知し、新型コロナウイルス感染症の拡大により地域活動が制限される中でも、加入率を維持させることができました。協働推進奨励金や自治公民館整備事業補助等の見直しにより、町内会等の経済的負担及び事務的負担の軽減につながりました。

また、地域づくり事業補助やコミュニティ活動費補助の実施により、地域の特色を生かした事業が展開され、町内会等の単位では対応が難しい地域課題の改善や町内の緊密化が図られました。

イ 課題

人口減少・高齢社会の進行に伴い、町内会・自治会等の役員の高齢化、現役の役員の負担感の増加が顕著となっていることから、より一層関係機関及び市全体で連携を図り、加入促進の取組の拡充や市から地域への依頼事項の整理等により、役員の負担感の低減を図っていく必要があります。

また、地域づくり事業補助については、実施地区が一部の地区に限られていることから制度の抜本的な見直しが必要です。その他の補助についても、より使いやすい制度となるよう、他課の補助金制度との統合や積算項目についての検討が求められます。

基本方針② 拠点機能等の充実

表7：基本方針②の具体の取組

(★：重点取組 町：町内会・自治会活動の活性化への取組 地：地域協働の推進への取組)

項目	町	地	取組内容
17 市民協働推進員の強化	○	○	市民協働推進センターにおいて、地域活動に関する相談対応等の支援を行った。また、研修や情報交換会によりセンター職員の能力向上を図り、相談しやすい環境の整備に努めた。
18 市民協働推進センターの機能向上	○	○	
19 公共施設のアセットマネジメント		○	「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」に基づき、太田地区活動センター及び太田老人福祉センターの複合化工事、加賀野地区活動センター及び加賀野児童センター・加賀野老人福祉センターの複合化工事、みたけ地区活動センターの長寿命化工事を実施した。

ア 取組の成果

地域の公民館（市内6館。令和7年度から3館）に市民協働推進センターを設置し、町内会・自治会をはじめとした団体の事業運営に関する相談支援、市補助金等に係る申請手続の取次ぎ、コピー機の貸出し等を行うことで、地域活動における利便の向上に寄与しました。

また、地区活動センター等の複合化・長寿命化工事に当たっては、地域との合意形成を図り、地域要望に沿った内容で工事を実施したことで利便性の向上が図られました。

イ 課題

市民協働推進センターは、更なる利用の促進及び町内会等からの相談対応の充実を図るため、機能と利便性をより高める効果的な運営方法等や認知度を高めるための周知方法について検討する必要があります。

また、地区活動センターの整備は、地域の合意形成等に時間を要し、一部予定のと通りの対応に至っていない施設があります。

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

表 8 : 基本方針③の具体の取組

(★：重点取組 町：町内会・自治会活動の活性化への取組 地：地域協働の推進への取組)

項目	町	地	取組内容
20 職員向けアンケート及び研修の実施	○	○	新採用職員や地域担当職員に対し市民協働に関する研修を実施した。また、職員に対し地域活動参加の実態調査を実施しながら、町内会・自治会活動への参加の働きかけを行った。
21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼	○		退職予定者説明会において、加入促進チラシを配布し、地域活動への参加の働きかけを行った。

ア 取組の成果

市民協働に関する研修の実施や、地域活動への参加の働きかけ等により、職員の地域活動への関心や意欲の向上を図りました。

退職予定者説明会の場で、退職した職員に期待される役割等について直接説明を行うことにより、地域活動への参加意欲の向上を図りました。



【令和6年度退職予定者説明会での説明】

イ 課題

職員の地域活動への参加率は、令和6年度で45.2%と、前年度(42.7%)と比べ上昇したものの、コロナ禍以前の水準(令和元年度：52.4%)を下回っており、より効果的な働きかけと活動への参加を促進するための環境整備が必要です。

退職職員への協力依頼については、依頼を行える場が限定的であることから、方法について検討の必要があります。

表 9 : 職員の町内会等加入率及び地域活動への参加率 (盛岡市職員の地域活動実態調査結果)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
町内会等加入率	82.2%	84.8%	83.6%	83.7%	83.5%	85.0%
地域活動参加率	52.4%	44.0%	44.3%	41.5%	42.7%	45.2%

※ 令和5年度から、対象者に再任用職員を含む。

基本方針④ 市民意識の醸成

表 10：基本方針④の具体の取組

(★：重点取組 町：町内会・自治会活動の活性化への取組 地：地域協働の推進への取組)

項目	町	地	取組内容
22 地域活動情報交換会の開催	○	○	取組 27 と併せて実施した。
23 地域活動事例発表会の実施	○	○	取組 27 と併せて実施した。
24 多様な広報媒体の活用	○	○	年 1 回、広報もりおかに地域活動の特集記事を掲載した。
25 市ホームページ・つながる“わ”の充実	○	○	年 6 回、情報誌「つながる“わ”」を発行し、市内の地域活動やNPO活動の事例紹介を行った。
26 地域活動担い手養成講座の実施★	○	○	地域活動への担い手を養成するため、年 1 回の座談会、パネルディスカッションやワークショップを開催した。
27 コミュニティリーダー研修会の実施	○	○	コミュニティ活動を牽引するリーダーのスキルアップを図るため、年 1 回、講師を招いての研修会や情報交換会を開催したほか、地域活動事例の動画配信等を行った。

ア 取組の成果

町内会・自治会等の地域活動の担い手となる人を主な対象に「地域活動担い手養成講座」や「コミュニティリーダー研修会」を開催したことにより、地域の課題解決に精通した講師の講演のほか、多様な世代が参加するきっかけや仕組みづくりについて考える機会や、全国の好事例について学ぶ機会を提供し、加えて参加者同士の情報交換、交流の場も創出しました。

広報もりおかでは、地域担当職員制度や、町内会・自治会等の地域活動の取組事例などを紹介することにより、市民に対し地域活動への理解を促進しました。また、情報誌「つながる“わ”」を2カ月に1回発行し、地域の様々な最新情報を掲載することにより、団体間の情報共有や発信を促進しました。



【令和6年度コミュニティリーダー研修会】

イ 課題

講座及び研修会については、さらに成果を高めるよう、目的・テーマをより明確にし、参加者の年齢層をはじめ、多様な人が参加しやすい場となるような企画と周知が必要です。

市民への情報提供や周知については、より早く利便性が高い手法が求められることから、ホームページの充実と併せ、幅広い世代に効果的な発信を行うため、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用を積極的に進める必要があります。

成果指標の達成状況

計画全体の成果指標として設定した2つの数値目標のうち、「町内会・自治会活動の活性化への取組」の成果指標「『コミュニティ活動（※）に参加したことがある』と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）」は令和6年度時点で38.6%であり、前計画策定時の45.2%と比べて、6.6ポイント減少しました。

「地域協働の推進への取組」の成果指標「地域づくり事業の件数」は、新たに事業を開始する地区がなかったことから、前計画策定時と同数の46件に留まる結果となりました。

表 11：成果指標の達成状況

項目	計画策定時		実績値				
	現状値 (R1)	目標値 (R6)	R2	R3	R4	R5	R6
町内会・自治会活動の活性化への取組	45.2 %	56.5 %	37.0	30.9	33.2	38.3	38.6
「コミュニティ活動（※）に参加したことがある」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）			% (↓)	% (↓)	% (↑)	% (↑)	% (↑)
地域協働の推進への取組	46	64	46	46	46	46	46
地域づくり事業の件数			(→)	(→)	(→)	(→)	(→)

※ 市まちづくり評価アンケートでは、「コミュニティ活動」を「町内会等を中心に行われている活動」と定義しています。

2 次の計画における課題

(1) 町内会・自治会との意見交換会及びアンケート調査等での意見

1の取組により、町内会・自治会への加入促進、役員の事務の円滑化、活動担い手の掘り起こしや地域活動に対する相談支援等について課題が残る一方、一定の成果を得ることができました。

依然として、令和5～6年度に実施した町内会・自治会との意見交換会やアンケート調査では様々な意見、要望が寄せられています。指摘された課題は、次のように大きく4つのテーマに分類できます。

主な意見、要望

ア 活動担い手の確保

- ・高齢化や、60歳を過ぎても働く人が増えたことにより、役員のなり手がいない。後継者が見つからない。
- ・町内会・自治会活動の重要性の説明や啓発活動を通じて、市民の意識向上を図ってほしい。
- ・若い世代がもっと活動に参加するよう、取組を強化してほしい。
- ・企業に対し、働く世代が参加するように働きかけてほしい。
- ・市職員（県職員ほか公務員、OB）も、活動に参加してほしい。
- ・マンション・アパートの住人がもっと町内会・自治会に加入し、活動に参加するための取組をしてほしい。

イ 役員の負担感の軽減

- ・市から届く文書が多すぎる。申請書類等を作成するのも大変。
- ・重要な書類や提出期限がある書類を分かりやすくしてほしい。
- ・会議出席の依頼が多く、出席者・代理出席などの調整が大変。
- ・町内会に委嘱される委員について、人選に苦勞している。必要な活動のチェックと見直しをしてほしい。

ウ 活動資金の確保（運営の改善）

- ・地域活動のために活用可能な補助金があれば教えてほしい。
- ・各種補助金の申請手続を簡略化してほしい。
- ・地域活動の拠点が無い。積極的に確保のための支援をしてほしい。

エ 情報・技術の取得

- ・町内会・自治会の活動担い手を増やすための講座等の取組を積極的に行ってほしい。他町内会・自治会の優良事例があれば教えてほしい。
- ・スマホ教室の開催など、ITの活用に関する支援をしてほしい。
- ・行政関係の文書や手続をデジタル化してほしい。

(2) 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

町内会・自治会における担い手の不足と役員の負担感の増大には、強い相関性があります。少子高齢化や価値観の多様化などの要因により、特に若い世代を中心に、町内会・自治会活動への参加率は低い傾向があり、慢性的な担い手不足と担い手の高齢化が深刻な課題となって役員の負担感の増大を招き、それが更なる担い手の不足の要因となって、持続的な町内会・自治会活動を難しくしているものと考えられます。

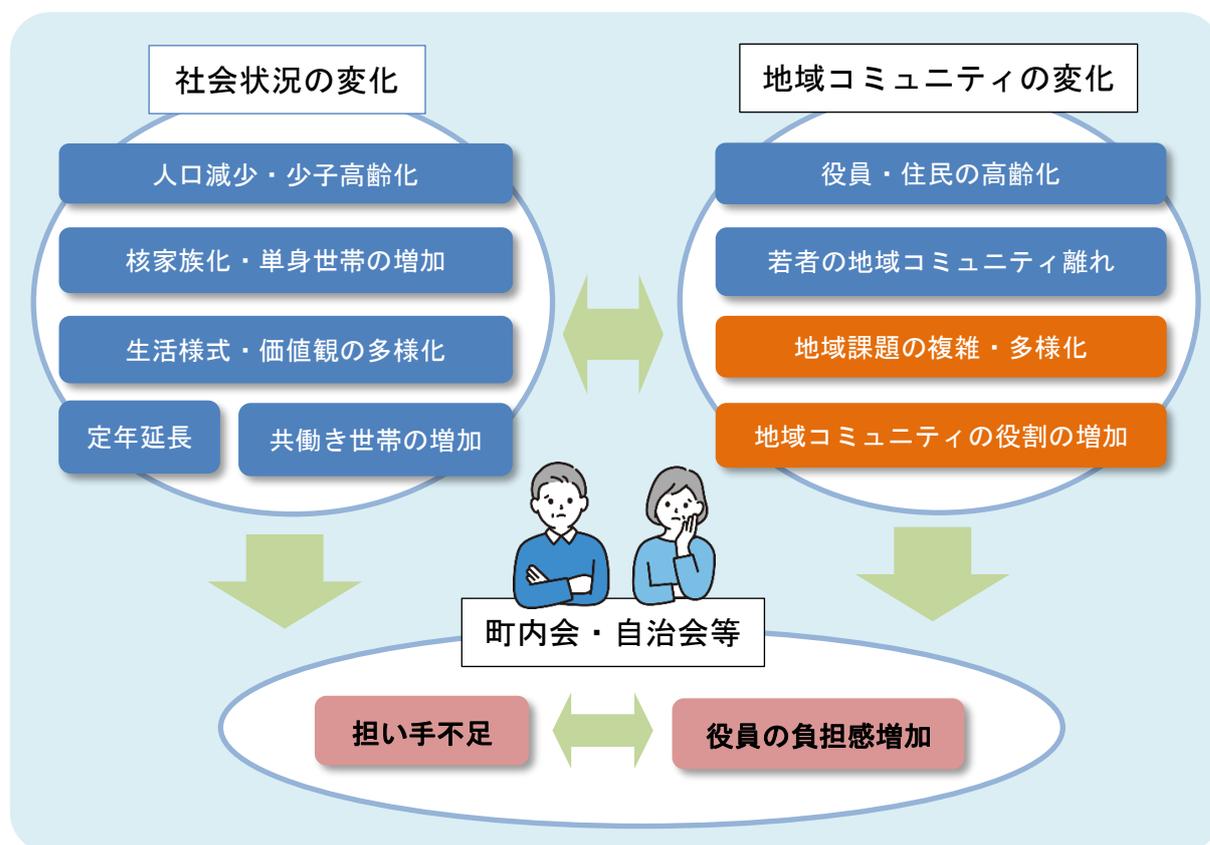


図6：担い手不足 ⇄負担増大のイメージ

特にも、令和6年度に実施した町内会・自治会アンケートでは、町内会・自治会活動の活性化のため市に期待する取組の回答として、「役員の負担軽減」の割合が突出して高く、「町内会・自治会の加入促進」「活動担い手養成への支援」と続いています（図4参照）。町内会・自治会活動の持続性を高め、活動の活性化を図る上では、避けて通れない課題であることが明らかになっています。

ア 持続可能な組織づくりに向けた取組

令和6年度に実施した町内会・自治会アンケートでは、市が町内会・自治会に協力を依頼している業務のうち、最も負担感を感じているものとして「市の行事や会議等への出席」「各種委員等の推薦」との回答が突出して高く、次いで「お知らせ等の回覧、広報等の配布」が高くなっています。

市がお願いしている業務の中で、特に負担が大きいと感じるもの

(令和6年度町内会・自治会アンケート調査 問5)

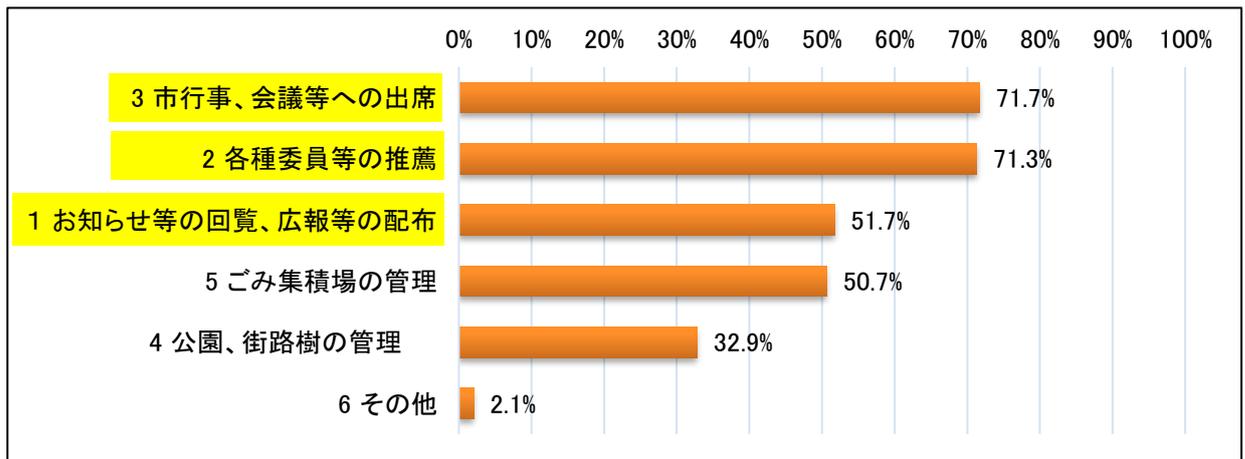


図7：令和6年度町内会・自治会アンケート調査（有効回収数：286）

このことから、町内会・自治会に協力を依頼している業務や非常勤職員の就任（推薦）等のあり方について、関係部課等において横断的に検討を行いながら、各申請書類の簡略化や統合による手続書類の縮減なども含め、負担を軽減するとともに、持続可能な組織づくりに向けた取組を行う必要があります。

また、引き続き、円滑な町内会・自治会運営に有益なテーマを選定しながら各種講座を開催していくほか、市民協働推進センターを中心とした相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

イ 活動担い手の育成の取組

令和6年度に市が実施した市民アンケートによれば、現在、町内会・自治会等が行う地域活動に参加していない人の割合は58.6%で、全く参加したことがない人の割合は、30代が最も多く、次いで20代、40代、50代と続いています。地域活動に参加していない理由として、回答が多い順から「忙しくて時間に余裕がないから」「日程が合わないから」「人間関係が煩わしいから」に続き「活動内容を知らないから」と挙げられています。

このように、仕事や育児等により忙しいことのほかに、活動していることを知らない、または参加のきっかけがない人がいることが見受けられます。これらの人材を地域活動につなげるため、町内会・自治会等の必要性や地域活動の内容を周知して理解促進を深めるほか、市内の企業や公的団体等と連携しながら働く若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。

地域活動への参加頻度（令和6年度市民アンケート 問15）

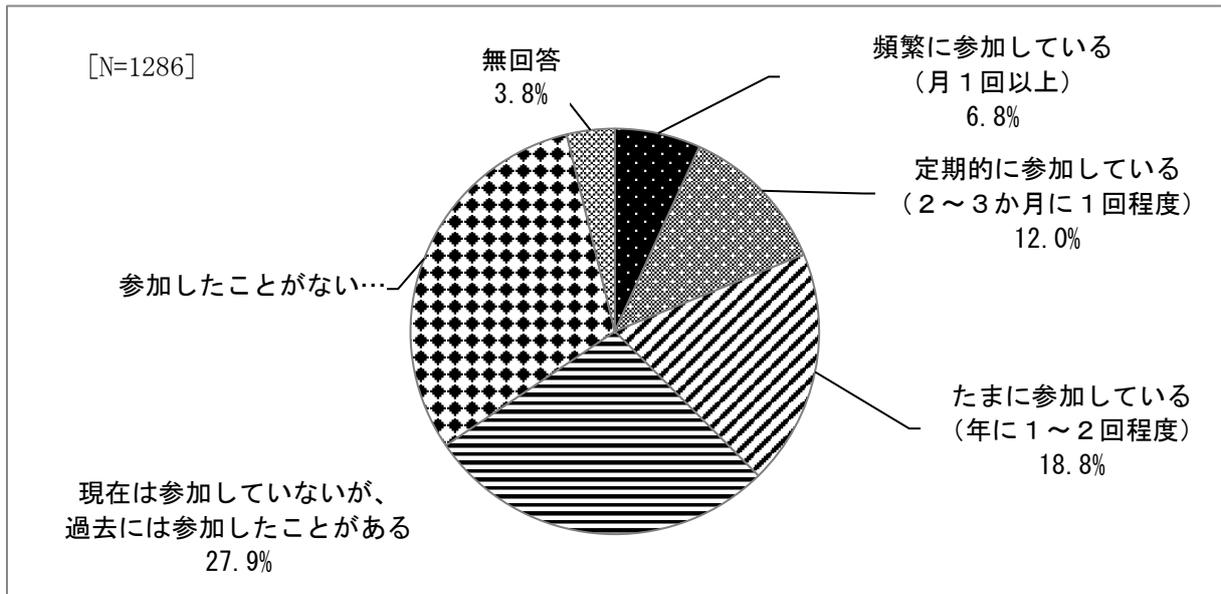


図8：令和6年度市民アンケート（有効回収数：1,286）

地域活動に参加しない理由（令和6年度市民アンケート 問17）

※ 問15において、地域活動に「現在は参加していないが、過去には参加したことがある」「参加したことがない」を選んだ人に対する設問（母数：754）

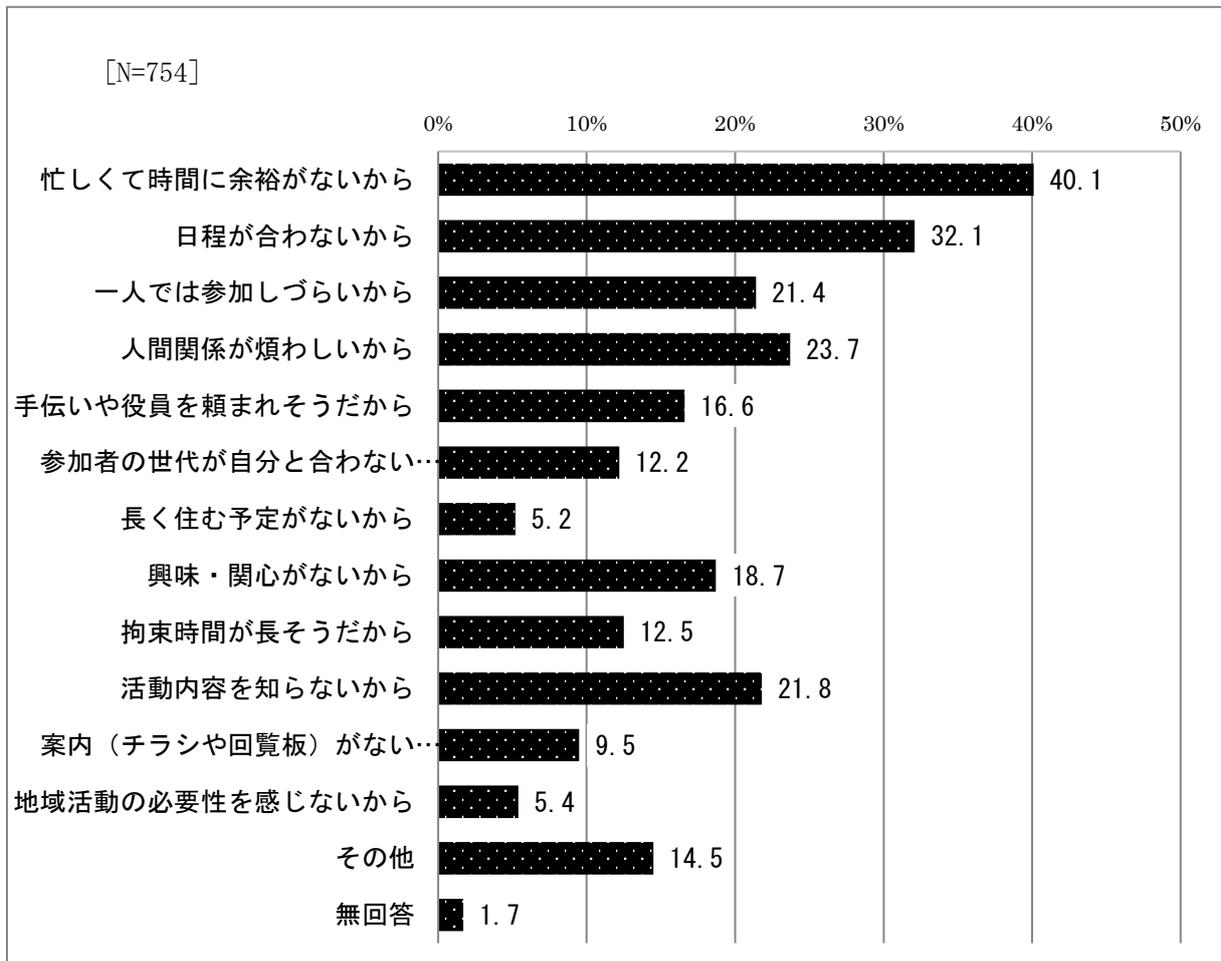


図9：令和6年度市民アンケート（有効回収数：1,286）

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、指針が掲げる基本理念を推進するため、指針における基本理念を踏襲します。

「市民協働推進指針」の基本理念

**盛岡が盛岡らしく在り続けるために、
さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する
“市民協働”を推進します。**

地域住民がいきいきと暮らし、地域の特色を生かしながら、地域の一員としての誇りを持って、次世代につないでいけるような地域を作るためには、町内会・自治会を含め、地域で活動する組織の継続と活性化が肝要であると考えます。また、これらを元気にする取組を行うことで、町内会・自治会の枠を越え、多様な主体による地域づくりに取り組む意欲の醸成につながるものと考えられます。

この考え方は、前計画と同様で不変のものですが、一方で、市内の町内会・自治会では、担い手の高齢化や新たな担い手の不在により活動力が低下し、存続が危ぶまれるケースも生じています。町内会・自治会の持続可能性の向上という点に、これまで以上に積極的な取組が求められているところです。

このことから、本計画では、前計画の取組を踏襲しつつ、地域協働の基盤となる町内会・自治会の持続的な活動への支援をさらに一歩進め、その活動の維持・活性化を図ります。

また、引き続き、町内会・自治会の枠を越えて、多様な主体によって構成される組織が行う、地域の特色に応じた自主的な地域づくりを推進するものとします。

さらに、特に重要な取組として、町内会・自治会の「持続可能な組織づくりに向けた取組」、「活動担い手の育成の取組」の2点を掲げ、重点的に取り組むこととします。

2 各主体の役割

本計画の主な対象は、指針で主体と定める「町内会・自治会」や「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」です。

本計画の基本理念を達成していくためには、これらの地域で活動する組織を含め、様々な主体が持つ特性を生かし、連携しながら地域課題の解決を図ったり、地域の賑わいの創出を行ったりすることが望まれます。それぞれの主体の役割は、次のとおりと考えます。

(1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが、自分が暮らす地域の一員です。地域で安全・安心に生活していく上では、自分や家族だけでは解決が難しい問題が必ずありますが、他の住民などと一緒に課題に取り組むことで、地域をより住みよくできる可能性があります。それが一人ひとりの生活を快適にすると考えます。市民は、一人ひとりが地域の一員として、その地域で生活する住民との相互の協力関係により、安全・安心な地域を作るための活動に積極的に参加し、主体的に取り組むことを期待します。

(2) 市の役割

本市は、これまでの実績を踏まえながら、さらに協働によるまちづくりの取組が活発に行われるよう、また、多様な主体の能力が十分発揮できるよう「町内会・自治会」「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」の運営に関する支援や、先進事例の情報収集と提供、市民協働に関する提案を積極的に行います。

(3) 町内会・自治会（地縁団体）の役割

町内会・自治会をはじめとする地縁団体は、その地域に生活する住民にとって最も関わりの深い組織です。身近な社会的サービスの提供を担っており、また、子どもの教育、環境保全、防災や住民の安全・安心、伝統文化の継承など、多岐に渡る取組を通じて、地域の一体感を醸成しています。

町内会・自治会は、多くの住民が町内会・自治会活動に参加して交流や親睦を深めることができるよう、日頃から活動内容の見直しに取り組むとともに、地域づくり活動への参加のきっかけづくりや、地域課題に対して主体的に取り組むことを期待します。

(4) 連合組織の役割

ア 盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会

盛岡市町内会連合会と玉山地域自治会連絡協議会は、市内（旧盛岡市域と旧玉山村域）に所在する町内会・自治会を代表する連合組織として、町内会・自治会が抱える課題や地域の将来像を共有し、それぞれの設立目的の達成に向け、市民生活の向上・福祉の推進や明るく住みよい地域づくりのための事業を行うとともに、市と協働のパートナーとして、相互に連携・協力しながら、町内会・自治会の支援に取り組むことを期待します。

イ コミュニティ推進地区組織、地区福祉推進会等

コミュニティ推進地区組織、地区福祉推進会等は、町内会・自治会を中心とした地域の住民組織として、個々の町内会・自治会などでは対応が難しい地域課題や活動について、広域的な協力のもとに取り組み、地域住民の心が通い合うまちづくりを推進することを期待します。

ウ 地域づくり組織（※）

地域づくり組織は、個別に活動を行っていたコミュニティ推進地区組織、町内会・自治会、NPO、その他の団体・企業等の団体が、地域課題や将来像を共有することで一体となって活動を行い、新たな主体が地域づくり活動に参加するきっかけ作りを行っています。

町内会・自治会の枠を越えた地域づくりを行うことで、地域の課題解決力を強化し、住民による地域づくり活動の継続的な実施を図るとともに、地域の魅力向上を推進し住みよい地域の実現を図ることを期待します。

※ 地域づくりを目指すコミュニティ推進地区単位で活動する組織等を含みます。

ミニコラム
3

「市民協働」の基本となる考え方とは？



○市民協働の原則

市民協働は、市や様々な主体が、それぞれ個別に活動するよりも高い成果を上げるために、共通の目的に対して、**お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で協力して活動すること**です。

異なる成り立ちやルールを持つ主体同士が協力し合う過程では、様々な摩擦が生じることも想定されます。各主体が「**自主性・自律性の尊重**」、「**対等・相互理解**」及び「**情報の共有**」の**3原則**に基づき行動することにより、強い信頼関係に基づく市民協働の取組を進めることができます。

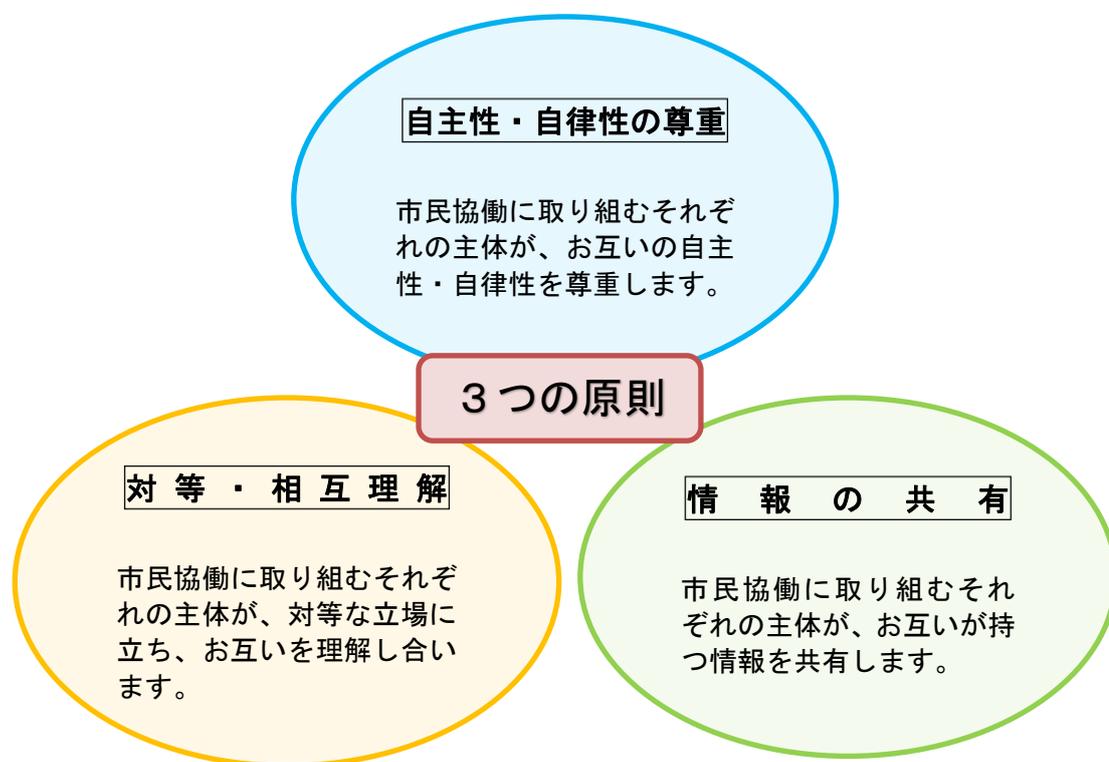


図 10：市民協働の原則（市民協働推進指針（平成 26 年 3 月策定））

3 課題の取組の方向性

本計画の策定に先立ち、関係団体等との意見交換会やアンケート調査を実施したほか、市民の地域活動への意識調査を実施しました（詳細は別紙「資料編」参照）。この調査結果を踏まえ、前計画において市民協働の課題として捉えていた5項目について、次のとおり見直しました。

本計画では、重点的な課題として「持続可能な組織づくり」及び「活動担い手の育成」の2項目に分類し、続く課題として「活動の継続・活性化支援」、「活動施設の充実」及び「活動情報の共有」の3項目に分類します。それぞれの課題を解決・改善できるよう、町内会・自治会の支援に取り組むことで活動の充実・活性化を図り、さらには多様な主体による地域協働を推進する取組を実施していくこととします。

表12：前計画と本計画の課題及び取組の方向性

【「盛岡市地域づくり協働推進計画」（令和3年度～令和7年度）の取組】

課題	活動担い手の確保	活動の活性化	活動資金の確保	活動施設の充実	活動情報の共有
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の加入促進 役員の負担軽減 活動担い手の養成 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体との連携による活動支援 職員による活動支援 職員の意識向上 	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度の見直しと活動資金の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 活動施設の確保への支援 拠点施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センターの利用促進 情報発信の強化



【「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」（令和8年度～令和12年度）の取組】

※（ ）内は基本方針番号と取組番号。そのうち、下線の番号は、複数の課題に対する取組。

課題	重点項目		活動の継続・活性化支援	活動施設の充実	市民意識の啓発
	持続可能な組織づくり	活動担い手の育成			
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 役員の負担軽減 (①-3・4・5・6・7) 団体・事業運営の支援 (①-<u>12</u>) 市民協働推進センターの強化 (②-<u>17</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の加入促進 (①-1・2) 職員による活動支援、意識啓発 (③-19・20・21・22) 多様な主体への働きかけ (④-<u>23</u>) 情報発信の充実 (④-<u>24</u>・<u>25</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> 団体・事業運営の支援 (①-8・9・10・11・<u>12</u>) 多様な主体との連携支援 (①-13・14) 情報発信の充実 (④-<u>24</u>・<u>25</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> 活動施設の確保への支援 (②-15・16) 市民協働推進センターの強化 (②-<u>17</u>) 拠点施設の整備 (②-18) 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体への働きかけ (④-<u>23</u>) 情報発信の充実 (④-<u>24</u>・<u>25</u>)

4 計画の基本方針

本計画の基本方針は、指針との整合を図るため、前計画と同様、指針における「市民協働の基本方針」に掲げる次の4項目とします。

基本方針① 制度の充実と取組の強化

持続的な地域活動が行われて組織の活性化が図られるよう、活動の担い手である「町内会・自治会」「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」に対する活動の支援を行うこととし、制度の充実を図ります。さらに、地縁団体において大きな課題である役員の負担軽減に向け、市の関連部署と協力・連携しながら重点的に取り組めます。

基本方針② 拠点機能等の充実

地域住民の交流の場や地域の問題を解決するための様々な団体の活動場所として、地域の活動拠点である地区活動センターやコミュニティセンター等の適切な維持管理に努めます。市民活動・市民協働に関する相談、助言、情報提供等を行う市民協働推進センターの機能を強化し、地域の困りごとの解決や、団体運営及び事業運営の円滑化に対する支援の充実を図ります。

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

市の「盛岡市職員人材育成基本方針」（平成29年9月策定）では、職員は「地域の一員として積極的に地域活動やボランティア活動に参加し、地域貢献に努める」こととしています。職員に対する研修機会を増やし、地域の一員としての自覚と責任を持ち、常に市民協働の視点を持ちながら事業を進めるよう意識啓発に取り組めます。さらに、業務の傍ら市民活動に参加しやすくなるよう、職場環境の整備を進めます。

基本方針④ 市民意識の醸成

市民が、地域活動の必要性を理解し身近な地域活動に参加する意欲を高めるため、ホームページ等を通じた地域活動の情報発信を強化します。また、働く若い世代が、仕事をしながら地域活動に参加しやすい環境づくりが整備されるよう、企業や公的団体等への働きかけを行います。

5 取組一覧

本計画においては、前計画の成果と課題を踏まえ、25の取組を進めます。
 なお、次の★のついた取組については、重点取組に位置づけるものです。

表 13：基本方針、取組の方向性及び具体の取組（★：重点取組）

基本方針	取組の方向性	具体の取組	掲載ページ
① 制度の充実と取組の強化	町内会・自治会の加入促進	1 不動産協会との協定に基づく加入促進の取組	P27
		2 転入者に対する加入促進の強化	
	役員負担軽減	3 町内会・自治会基礎講座の開催	P28
		4 会議の開催調整	
		5 会長あて文書等の削減	
		6 各種手引きの充実と周知	
		7 町内会・自治会等に依頼する業務の縮減 ★	
	団体・事業運営の支援	8 協働推進奨励金の簡素化・明確化	P30
		9 地域づくり事業補助の実施	
		10 コミュニティ活動費補助の実施	
		11 専門知識を有するNPO法人等の派遣 ★	
	多様な主体との連携支援	12 コミュニティリーダー研修会の実施	P31
		13 多様な主体による協働事業の拡大 ★	
	② 拠点機能等の充実	活動施設の確保への支援	14 公募型協働推進事業の実施 ★
15 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知			
市民協働推進センターの強化		16 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知	P33
		17 市民協働推進センターの機能向上	
③ 職員の意識改革と能力開発	職員による活動支援、意識啓発	18 公共施設のアセットマネジメント	P34
		19 地域担当職員制度の実施及び専任職員の配置	
		20 職員向け研修の実施と地域活動参加の働きかけ	
		21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼	
④ 市民意識の醸成	多様な主体への働きかけ	22 職員の地域活動への参加を広げる環境づくり ★	P35
		23 企業等の地域貢献活動の支援 ★	
	情報発信の充実	24 多様な広報媒体を用いた情報発信	
		25 町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトの創設 ★	

第5章 施策の展開

「盛岡市総合計画」における取組の一つとして掲げている「地域コミュニティの維持・活性化」のため、基本方針及び取組の方向性に基づき、次のとおり町内会・自治会活動の活性化への取組及び地域協働の推進への取組を進めます。

1 個別の取組内容

基本方針①：制度の充実と取組の強化

(1) 町内会・自治会の加入促進

本市の町内会・自治会の加入率は横ばい傾向ですが、一戸建てよりマンションやアパートが多く立地している地区では町内会への加入が思うように進まないとの声があることから、本市への転入者やマンションやアパート入居予定者を対象とした町内会・自治会への加入を促進する取組を進めます。

1 不動産協会との協定に基づく加入促進の取組						継続
取組内容	「盛岡市における町内会等への加入促進に関する協定」に基づき、アパート・マンション等の賃貸借契約時における「町内会・自治会の加入案内チラシ」の配布や町内会・自治会に関する相談の市への取次ぎなどの取組について引き続き実施し、効果的な町内会・自治会への加入促進に取り組みます。					
工程	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	実施	→	→	→	→	

2 転入者に対する加入促進の強化						継続
取組内容	町内会・自治会加入率を向上させるため、新築家屋や集合住宅向けの「町内会・自治会の加入案内チラシ」を作成し、引き続き転入者に配布します。 また、盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会と連携し、転入者が加入しやすい体制整備等に取り組みます。					
工程	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	実施	→	→	→	→	

(2) 役員の負担軽減

町内会・自治会の役員を、現役世代や女性など多様な人が担いやすくするため、本市が主催する会議等の開催時期や内容を見直すことに取り組むほか、市から送付する文書の見直しを継続します。また、市が委嘱している非常勤職員や町内会・自治会等に協力を依頼している業務について、毎年度全庁の状況を把握し、関係課と連携しながら業務範囲の見直しを行います。

3 町内会・自治会基礎講座の開催					継続
取組内容	初めて役員になった方でも町内会・自治会の事務を行えるよう、町内会・自治会の事務担当者を対象に、市と町内会・自治会に関連する事務手続等の手順を説明する「基礎講座」の開催を継続するとともに、多くの人が参加できるように講座の開催方法等について検討します。				
工程	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施	→	→	→	→

4 会議の開催調整					継続
取組内容	市が主催する会議について、開催日時等の庁内における情報共有の仕組みについて積極的な利用につながるよう周知を図ります。 また、効果的な情報共有方法について引き続き検討し、会議の集約化など出席者の負担軽減に取り組みます。				
工程	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施	→	→	→	→

5 会長あて文書等の削減					継続
取組内容	町内会・自治会長あて文書及び回覧担当者あて文書自体の削減を図るとともに、補助等に係る定例文書については、送付時期や提出期限について明確にお知らせします。また、文書配布方法についても、電子メールや市ホームページなどの積極的な活用に取り組みます。				
工程	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	実施	→	→	→	→

6 各種手引きの充実と周知					継続
取組内容	本市が作成する町内会・自治会向けの各種手引きについて、日々の活動や、役員変更の際に円滑な事務引継ぎに資するよう、更新を行うとともに町内会・自治会等のニーズの把握に努め、情報の充実を図ります。				
工程	R 8 調査	R 9 実施 調査	R 10 → →	R 11 実施 →	R 12 → →

7 町内会・自治会等に依頼する業務の縮減				重点 1	新規
取組内容	市が町内会・自治会等に協力を依頼している業務の状況等について、毎年度調査を行い、関係課等と依頼業務の縮減に向け、継続的に協議・調整を行います。				
工程	R 8 全庁調査 関係課との協議 ・調整	R 9 →	R 10 →	R 11 →	R 12 →

(3) 団体・事業運営の支援

市は、町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織や地域づくり組織等に対し、協働推進奨励金や補助金を交付し、コミュニティ活動や地域の特色を生かしたまちづくりを推進しています。これらの経費について、申請書類や申請方法などの見直しを行い、より効果的に活用されるよう制度の充実を図ります。

また、町内会・自治会等では、会員の高齢化等により様々な課題を抱えていることから、希望に応じて専門知識を有するNPO法人等を派遣し、団体・事業運営の伴走支援を行います。さらに、活動事例を共有し活動のヒントを得られる場として、研修会及び情報交換会を開催します。

8 協働推進奨励金の簡素化・明確化					継続
取組内容	町内会・自治会の活動財源の安定に寄与するため、協働推進奨励金の積算基準の見直しを実施します。				
工程	R 8 奨励金交付(継続) 調査・研究	R 9 → →	R 10 → →	R 11 → 調査・研究	R 12 → →

9 地域づくり事業補助の実施					継続
取組内容	地域づくり組織が地域づくり計画の作成及び地域づくり事業を行う場合に要する経費に対し、市が交付する「地域づくり事業補助金」の内容・申請方法等を見直すとともに、地域づくり計画書の簡素化を図り、計画策定済の12地区から、実施地区の拡大を図ります。				
工程	R 8 各地区への説明	R 9 新制度実施 計画策定・更新	R10 必要に応じて 見直し 計画策定・更新	R11 →	R12 →

10 コミュニティ活動補助の実施					継続
取組内容	コミュニティ推進地区組織がコミュニティ活動を行う場合に要する経費に対し、市が交付する「コミュニティ活動費補助金」について、より申請しやすい制度となるよう、他補助金の関係課と連携し、申請書類や添付書類及び申請方法の見直しを進め、地区の負担軽減を進めます。				
工程	R 8 新制度実施 継続	R 9 →	R10 →	R11 →	R12 →

11 専門知識を有するNPO法人等の派遣			重点2	拡充	
取組内容	持続可能な組織づくり、活動の活性化など、重要な課題の解決に取り組もうとする町内会・自治会に対し、専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、複数回にわたりワークショップの開催や助言等を行う伴走支援を実施します。				
工程	R 8 新制度実施 継続	R 9 →	R10 →	R11 →	R12 →

12 コミュニティリーダー研修会の実施					拡充
取組内容	町内会・自治会等の地域活動に参画している人を対象に、地域の課題解決に向けた知識や技術を学ぶ場として「コミュニティリーダー研修会」を継続して開催します。当日は参加者同士の情報交換会を開催するほか、地域活動の事例発表も行います。				
工程	R 8 実施	R 9 →	R10 →	R11 →	R12 →

(4) 多様な主体との連携支援

市内では様々な団体が地域で活動していますが、分野を超えて活動内容を共有し、団体間で連携が生まれるきっかけとなる場が少ないことから、新たにNPO法人、市民活動団体、地縁団体や地域の企業等が交流する場を設け、多様な主体による連携・協働を進めます。また、これらの団体が市民活動について情報発信できるホームページを整備し、市民参加や連携の活性化につながるよう支援します。また、公募型協働推進事業を継続して実施し、市と市民活動団体等との連携・協働を推進します。

13 多様な主体による協働事業の拡大		重点3			新規
取組内容	<p>市内で活動するNPO、地縁団体や企業等の交流会を開催し、新たな活動や課題解決のアイデアを創出する機会を設けます。</p> <p>また、新たに創設予定の「町内会・自治会及び市民活動ポータルサイト（仮称）」において、市民活動の情報を発信できる場を整備し、多様な主体との協働を支援します。</p>				
工程	R 8	R 9	R10	R11	R12
	実施 情報収集・ 研究	→ ポータルサイ トへの掲載	→ →	→ →	→ →

14 公募型協働推進事業の実施		重点4			新規
取組内容	<p>市民活動団体等からの企画提案による市民活動団体等と市が協働する先駆的かつ公益的な事業に対し、経費を助成する制度を継続して実施します。</p>				
工程	R 8	R 9	R10	R11	R12
	実施	→	→	→	→

基本方針②：拠点機能等の充実

(1) 活動施設の確保への支援

町内会・自治会の活動場所の確保するため、本市では空き家を借り上げて自治公民館に活用する場合の賃料補助のほか、自治公民館の新設・増改築、修繕などに対する補助制度を継続するとともに、他自治体の制度等を踏まえて見直しの検討を行います。

15 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知					継続
取組内容	空き家等を借り上げて自治公民館として活用する場合、賃借料の一部を補助する制度を継続して実施し、町内会・自治会からの相談に対応して制度の活用を促進するとともに、周知を図ります。また、他自治体の制度等について情報収集を行い、制度の見直し等の検討を実施します。				
工程	R 8 実施 相談受付	R 9 →	R 10 →	R 11 →	R 12 →

16 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知					継続
取組内容	自治公民館の新築、増改築及び修繕などで必要となる経費の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、他自治体の制度や町内会・自治会等のニーズについて情報収集を行いながら、必要に応じて補助制度の見直しについて検討を行います。				
工程	R 8 実施 相談受付	R 9 →	R 10 →	R 11 →	R 12 →

(2) 市民協働推進センターの強化

地域活動、市民活動に取り組む団体を支援するため、継続して市内3公民館（中央、上田、西部）に市民協働推進センターを併設します。新たに市民協働推進課に市民協働推進員を配置し、更なる支援機能の強化及び活用促進を図ります。

17 市民協働推進センターの機能向上					継続
取組内容	市内の3公民館（中央、上田、西部）に市民協働推進センターを設置し、市民協働推進課に市民協働推進員を配置することで、センターと市民協働推進課で相互に情報共有・連携しながら機能の充実を図ります。 市民協働推進員が町内会・自治会等からの相談に円滑かつ有効に対応できるよう、各センターの職員向けの研修を行うとともに、センター同士の情報交換会を実施し、相談機能の強化を図ります。				
工程	R 8 新制度実施	R 9 →	R 10 →	R 11 →	R 12 →

(3) 拠点施設の維持管理

地域の拠点施設として、地区活動センター、地域交流活性化センター及びコミュニティセンター等の維持管理に努め、地域住民の交流を促進するとともに、地域の活性化を図ります。

18 公共施設のアセットマネジメント					継続
取組内容	「第2次盛岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、継続して拠点施設となる公共施設の維持管理に努めます。				
工程	R 8 実施	R 9 →	R 10 →	R 11 →	R 12 →

基本方針③：職員の意識改革と能力開発

(1) 職員による活動支援、意識啓発

市では、地域と行政との協働について職員の意識を高めるため、地域担当職員制度を設け、市内30のコミュニティ推進地区に対して「地域窓口サポーター」を配置、要望のあった地区に対しては「地域課題アドバイザー」を配置することとしています。この制度については地域によって活用度合いが異なっており、一部の地区では制度が浸透していないことから、更なる周知と活用促進を図ります。

また、職員が地域の一員であるという意識を持ち、地域活動への参加意欲を高めるため、研修機会の増加と地域活動参加に向けた働きかけを行うとともに、地域活動に参加しやすい職場環境の整備を進めます。

19 地域担当職員制度の実施及び専任職員の配置					継続
取組内容	<p>地域担当職員制度の更なる浸透と活用の促進を図るため、制度のわかりやすい周知とともに、活動事例の紹介などの情報発信を行います。特に、地域課題アドバイザーの活用促進を図ります。</p> <p>また、市民協働推進課職員を各地区担当の「専任職員」として配置し、地域担当職員の活動支援や地域との連絡調整、地域づくり事業の支援等を行います。</p>				
工程	R 8 新制度実施 継続	R 9 →	R 10 →	R 11 →	R 12 →

20 職員向け研修の実施と地域活動参加の働きかけ					拡充
取組内容	<p>職員の市民協働に関する知識と地域活動への参加意欲の向上のため、定期的に研修を実施するとともに、資料を全庁に共有し、職場ミーティング等での活用促進を図ります。</p> <p>また、職員向けの地域活動実態調査（アンケート）等、職員に対する発信の機会を捉えて地域活動への参加の働きかけを行います。</p>				
工程	R 8	R 9	R10	R11	R12
	実施	→	→	→	→

21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼					継続
取組内容	<p>退職予定者に対し、退職後も地域の一員として町内会・自治会等の地域活動に参加を促すとともに、既に退職した職員の活動事例等を紹介するなど、地域活動に対する具体的なイメージが持てるよう働きかけます。</p>				
工程	R 8	R 9	R10	R11	R12
	実施	→	→	→	→

22 職員の地域活動への参加を広げる環境づくり			重点5	拡充	
取組内容	<p>市職員の地域活動への参加を促進するため、職場研修用資料の全庁での活用促進を図るとともに、職員相互の理解促進により、地域活動に充てる時間を確保しやすい職場環境づくりに努めます。</p> <p>また、町内会・自治会やNPOが実施する地域活動の情報を全庁に提供するなど、職員全員が、地域活動の情報に頻繁に触れることができる環境づくりを行います。</p>				
工程	R 8	R 9	R10	R11	R12
	実施	→	→	→	→

基本方針④：市民意識の醸成

(1) 多様な主体への働きかけ

多様な主体による地域活動を促進するため、新たに企業や公的団体に対し、地域活動参加に向けた働きかけを行います。企業が行う地域貢献活動を発信し、地域貢献活動の魅力の周知や新たな活動の創出を支援するとともに、企業や公的団体に対して地域活動の必要性や働く世代の活動事例を周知し、地域への興味・関心を高め、地域活動の参加を検討するきっかけ作りに取り組みます。

23 企業等の地域貢献活動の支援		重点6			新規
取組内容	<p>地域貢献や教育CSRに取り組む市内の企業の活動を支援するため、地域貢献企業等の登録制度を開始し、市公式ホームページにて取組を広く周知します。また、地域貢献活動の開始を検討している企業に対し、希望する地域の情報を提供します。</p> <p>併せて、働く世代の地域活動への参加を促進するため、企業や公的団体（県、警察、消防等）に対し、地域活動の参加の呼びかけや啓発チラシの配布を行います。</p>				
工程	R8	R9	R10	R11	R12
	情報収集 データベース 作成	→ データベースの 公開・更新	→ →	→ →	→ →

(2) 情報発信の充実

地域活動の事例や地域の情報をより多くの市民に届け、地域活動への参加の一步を後押しするため、広報もりおかやインターネットなどの多様な媒体を活用して積極的に情報発信を行います。また、市が把握しきれていない活動も多数あることから、地域や市民活動の情報を集約して発信するホームページを整備し、市民が必要な情報を手軽に入手できるよう情報発信の場を拡大します。

24 多様な広報媒体の活用					継続
取組内容	<p>町内会の必要性や市民の地域活動への参加促進を図るため「広報もりおか」への記事掲載等を進め、定期的に地域の活動事例を発信します。</p> <p>また、元気なコミュニティ特選団体に認定された団体等の活動紹介のため、公民館や市役所本庁舎を巡回する地域活動ポスター展示会を開催し、団体の情報発信や活動事例紹介の機会を創出します。</p>				
工程	R8	R9	R10	R11	R12
	実施	→	→	→	→

25 町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトの創設		重点7			新規
取組内容	<p>盛岡市ホームページに新たに町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトを開設し、市からのお知らせや地域活動事例の発信、希望する団体の情報発信支援を行います。</p>				
工程	R8	R9	R10	R11	R12
	研究 情報収集	ポータルサイ ト開設	必要に応じて 見直し	→	→

2 成果指標

計画期間中に達成を目指す数値目標として「成果指標」を設定し、令和12年度までの数値で達成度を検証します。また、成果指標へつながる取組の成果を示す指標として「参考指標」を設定します。

基本方針① 制度の充実と取組の強化

(1) 成果指標

項目	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
市から町内会等へ依頼している業務の廃止又は見直し(縮小)した件数	0件	18件
地域づくり事業の実施地区	12地区	15地区
コミュニティリーダー研修会への参加人数	331人	350人

(2) 参考指標

項目	現状値 (R 6)	目指す 方向	把握方法
町内会加入率	85.8%	→	庁内調査
元気なコミュニティ特選団体(※)に登録された町内会・自治会の数	22件	↑	庁内調査

※ 元気なコミュニティ特選団体とは「人口減少・少子高齢化に向き合い、地域力の強化に取り組む県内のモデルとなるコミュニティ組織」として、岩手県が選定した組織です。対象となる団体は、町内会・自治会等の地縁団体のほか、特定の活動目的のために設立されたボランティア団体、NPO法人、地域づくり組織等です。

基本方針② 拠点機能等の充実

(1) 成果指標

項目	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
市民協働推進センターの利用回数	164回	180回

※ 現状値(令和6年度)は、中央公民館、上田公民館、西部公民館の3館の合計値。

(2) 参考指標

項目	現状値 (R 6)	目指す 方向	把握方法
市民協働推進員への研修及び情報交換の回数	2回	↑	庁内調査

基本方針③ 職員の意識改革と能力開発

(1) 成果指標

項目	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
地域担当職員（地域窓口サポーター及び専任職員）の要望の取次ぎ件数	60件	80件

(2) 参考指標

項目	現状値 (R 6)	目指す 方向	把握方法
職員向け研修の実施回数	1回	↑	庁内調査

基本方針④ 市民意識の醸成

(1) 成果指標

項目	現状値 (R 7)	目標値 (R 12)
「町内会などの地域活動を支援する取組が行われていると感じる」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）		
「盛岡市が多様な主体が協働する持続可能なまちになっていると感じる」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）		

※ 「盛岡市総合計画」（令和7年度～令和16年度）の策定に伴い、市まちづくり評価アンケートの項目を令和7年度から変更したことから、令和7年度を現状値としています。

(2) 参考指標

項目	現状値 (R 6)	目指す 方向	把握方法
企業、公共的団体への地域活動参加の呼びかけ回数	0回	↑	庁内調査
紙媒体や研修会等を通じた地域活動事例の情報発信回数（広報もりおか及び研修会の事例発表等）	10回	↑	庁内調査
インターネットを用いた地域活動事例の情報発信回数（市ホームページへの掲載、YouTubeへの動画掲載等）	7回	↑	庁内調査

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織及び地域づくり組織をはじめ地域活動に関わりのある団体など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

市民協働を進めるに当たり、市は常に市民協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、本計画に定める事業について、次に掲げる方法により進行管理を行い、着実かつ適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

(1) 市民協働推進連絡会議における進行管理

庁内関係課による市民協働推進連絡会議を必要に応じて開催し、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を随時行うこととします。

(2) 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理

市民協働に知見を有する有識者による市民協働推進アドバイザー会議を必要に応じて開催し、市の取組状況についての助言を得るものとします。

3 計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

「SDGs（Sustainable Development Goals）」は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画は、SDGsの17のゴールのうち主に「目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」及び「目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の取組につながります。



出典：持続可能な開発のための2030アジェンダ、国際連合広報センター

《参考資料》用語の定義

本計画で使用する用語は、次のとおり定義します。

1 市民等

市内に居住している者や通勤・通学している者、市内に拠点を置いて活動する者（地縁団体、NPO、その他の団体・企業などを含む。）をいう。

2 町内会・自治会

一定の区域に住所を有する者が構成員となり、地域における相互の親睦と福祉の向上を図り、自分たちの住む地域を快適で住みよくするための様々な活動を行うために自主的に結成された組織をいう。

3 コミュニティ推進地区組織

心の通い合う住みよいまちづくりを推進するため、複数の町内会・自治会を包括する区域（おおむね中学校区）をコミュニティ推進地区とし、市の指定を受け様々な地域活動に取り組んでいる組織をいう。（盛岡市コミュニティ活動費補助金交付要綱（平成16年告示第166号））

4 地区福祉推進会

地域内の地区の特性に応じた地区コミュニティにおける福祉活動の活発化を図り、社会福祉事業の充実発展させるために設立された組織をいう。（盛岡市地区福祉推進会事業補助金交付要綱（平成8年告示第214号））

5 地域づくり組織

市民、町内会・自治会、企業等の多様な主体が対等な立場で相互に連携し、効果的な役割分担によりまちづくりを行うために区域を定めて設立された組織であって、市長が認めたものをいう。（盛岡市地域づくり事業補助金交付要綱（平成24年6月13日告示第320号））

6 コミュニティ推進地区組織等

コミュニティ推進地区組織、地区福祉推進会及び地域づくり組織などの地区組織をいう。

7 地縁団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織及び地区福祉推進会をいう。

8 NPO

同じ目的を共有して活動する非営利活動組織で、特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などのことをいう。

9 その他の団体

市民活動を行う団体で、地縁団体及びNPOを除く団体をいう。

10 市民活動

市民等が協力・連携して行う不特定多数の人の利益の増進（営利を伴うものを除く。）を図ることを目的とした活動をいう。

11 地域づくり

地域住民がいきいきと暮らし、地域の特色を生かしながら、地域の一員としての誇りを持って、次世代につなげていけるような地域をつくることをいう。

12 市民協働

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うことをいう。

13 地域協働

地域の多様な主体と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地域における課題解決を図るための地域の自主的な取組をいう。

資料編

資料1（前計画の達成状況）

- 1 前計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

資料2（アンケート・意見交換会の結果及び統計資料）

- 1 市民の地域活動への意識調査等・・・・・・・・・・63
- 2 町内会・自治会の現状・・・・・・・・・・・・75
- 3 地域づくり組織等の現状・・・・・・・・・・・・82
- 4 NPO法人・市民活動団体の現状・・・・・・・・・・88

資料3（策定の経緯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

資料 1 前計画の達成状況

1 前計画の達成状況

計画期間：令和3年度～令和7年度（★：重点取組）

基本方針	取組の方向性	具体の取組	達成状況		本計画の取組番号
			個別	総合	
① 制度の充実と取組の強化	町内会・自治会の加入促進	1 不動産協会との協定締結 ★	A	A	1
		2 転入者に対する加入促進の強化	B		2
	役員の負担軽減	3 町内会・自治会基礎講座の開催 ★	B	B	3
		4 会議の開催調整	B		4
		5 会長あて文書等の削減	B		5
		6 各種手引きの充実と周知	B		6
	補助制度の見直しと活動資金の情報収集	7 協働推進奨励金の簡素化・明確化	B	B	8
		8 国や民間等の補助制度の情報提供	B		-
		9 地域づくり事業補助の実施 ★	B		9
		10 コミュニティ活動費補助の実施	A		10
	活動施設の確保への支援	11 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知	B	B	15
		12 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知	B		16
	多様な主体との連携による活動支援	13 専門知識を有するNPO法人等の派遣	B	B	11
	職員による活動支援	14 職員による支援	B	A	-
		15 地域担当職員制度の実施 ★	A		19
		16 専任職員の配置	A		19
② 拠点機能等の充実	市民協働推進センターの利用促進	17 市民協働推進員の強化	B	B	17
		18 市民協働推進センターの機能向上	B		17
	拠点施設の整備	19 公共施設のアセットマネジメント	B	B	18
③ 職員の意識改革と能力開発	職員の意識向上	20 職員向けアンケート及び研修の実施	B	B	20
		21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼	B		21
④ 市民意識の醸成	情報発信の強化	22 地域活動情報交換会の開催	B	B	12
		23 地域活動事例発表会の実施	B		12
		24 多様な広報媒体の活用	B		24
		25 市ホームページ・つながる“わ”の充実	B		24 25
	活動担い手の養成	26 地域活動担い手養成講座の実施 ★	B	B	-
		27 コミュニティリーダー研修会の実施	B		12

1 不動産協会との協定締結		重点1			新規
取組内容	市と不動産協会との間で、アパート・マンションの賃貸借契約時に「町内会・自治会の加入案内チラシ」を不動産会社から契約者へ配布することや町内会に関する相談の市への取次ぎなどを盛り込んだ協定締結に取り組めます。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	調査・研究	実施	→	→	→
状況	A	実施中であり、達成済みである。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月13日に「盛岡市における町内会等への加入促進に関する協定」を締結した。 賃貸借契約時に「町内会・自治会の加入案内チラシ」を、協定締結者である、岩手県宅地建物取引業協会又は、全日本不動産協会岩手県本部に属する不動産会社より配布する取組を実施。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会は任意団体であることから、加入を義務付けることはできないとする判例が示された。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 加入案内チラシの配布については、今後とも継続し、実施することとする。 				

2 転入者に対する加入促進の強化					拡充
取組内容	町内会・自治会加入率を向上させるため、新築家屋や集合住宅向けの「町内会・自治会の加入案内チラシ」を作成し、引き続き町内会・自治会に配布します。特に、転入者増加時期は、盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会と連携しながら加入案内の強化に努めます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況 達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 加入案内チラシについては、市民登録課等の住民異動窓口において配布を実施している。 市民から自分の町内会・自治会が不明な場合の問い合わせに対し、盛岡市町内会連合会又は、玉山地域自治会連絡協議会を案内し、市民と町内会・自治会をつなぐ役割を担った。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 現体制は、市民から問い合わせがあった場合に対応する流れであるが、市と連合組織が能動的に動き、市民に町内会・自治会への加入を働きかける必要がある。 				
対応 今後の	<ul style="list-style-type: none"> 加入案内チラシの配布については、今後とも継続する。 				

3 町内会・自治会基礎講座の開催				重点2	新規
取組内容	初めて役員となった方でも町内会・自治会の事務を行えるよう、町内会・自治会の事務担当者を対象に、市と町内会・自治会に関連する事務手続き等の手順を説明する「基礎講座」を開催し、円滑な町内会・自治会運営を支援します。				
工程	R 3 調査・研究	R 4 実施	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況 達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 対面開催を行い、アンケート調査を行った。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> より多くの役員を支援できるよう、利便性の高い開催方法を検討する必要がある。 				
対応 今後の	<ul style="list-style-type: none"> 対面開催を行い、内容について点検し、見直しを図る。 				

4 会議の開催調整					新規
取組内容	市が主催する会議について、開催日時等の情報共有の仕組みをつくることで、複数の会議の同日開催及び土日開催、会議自体を集約し、出席者の負担軽減を図ります。				
工程	R 3 調査・研究	R 4 実施	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	・会議の開催日時等の情報共有の仕組みをつくり、周知したことにより、職員への意識づけができています。				
課題	・各部署に、情報共有の仕組みを積極的に活用してもらう必要がある。				
今後の対応	・各部署への取組の再周知及び協力を依頼する。				

5 会長あて文書等の削減					拡充
取組内容	町内会・自治会長あて文書及び回覧担当者あて文書自体の削減を図るとともに、文書配布方法についても、電子メールや市ホームページなどの積極的な活用に取り組みます。				
工程	R 3 実施 調査・研究	R 4 → →	R 5 → →	R 6 → →	R 7 → →
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	・個人情報に記載されているもの等を除き、市HPへ掲載している。				
課題	・令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行したことで、令和5年度以降イベントが増え、送付文書が増加傾向にある。				
今後の対応	・電子回覧板などの文書削減の取組を検討する。				

6 各種手引きの充実と周知						継続
取組内容	本市が作成する町内会・自治会向けの各種手引きについて、日々の活動や、役員変更の際に円滑な事務引継ぎに資するよう、更新を行うとともに集約化を図ります。					
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →	
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	・最新の情報に更新を行った各種手引きについて、各町内会・自治会長あて送付し、周知に努めた。					
課題	・各制度の情報が多岐にわたり、複数の手引きが存在する。					
今後の対応	・手引きの更新及び集約化を図る。					

7 協働推進奨励金の簡素化・明確化						継続
取組内容	町内会・自治会の活動財源の安定に寄与するため、協働推進奨励金の積算方法を簡素化するとともに、積算基準を明確にした上で継続して実施します。					
工程	R 3 奨励金交付 (継続) 調査・研究	R 4 → →	R 5 → →	R 6 → →	R 7 → →	
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成費補助金相当額について、子ども会育成会の構成人数に関わらず、1団体あたり一律8,000円とした。 ・広報配布謝礼金相当額について、単価を300円から375円に引き上げた。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成会の盛岡市子ども会育成会連絡協議会への登録状況（登録の有無、関連町内会）の把握が困難である。 ・玉山地域における激変緩和措置に係る今後の対応を検討する必要がある。 					
今後の対応	・引き続き簡素化に向けた調査・研究を進めていく。					

8 国や民間等の補助制度の情報提供					継続												
取組内容	国や民間などの機関が実施している補助制度の情報を収集し、町内会・自治会へ情報提供を行うことで、活動資金確保の支援を行います。																
工程	R3 実施	R4 →	R5 →	R6 →	R7 →												
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。															
成果	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の情報を収集しデータベース化するとともに、補助制度に関する問い合わせがあった町内会・自治会等に対し、対象となる補助制度の情報提供を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>情報提供した件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 紹介した補助制度に応募し、助成金を獲得した団体があった。 					年度	情報提供した件数	令和3年度	8件	令和4年度	12件	令和5年度	14件	令和6年度	5件	合計	39件
年度	情報提供した件数																
令和3年度	8件																
令和4年度	12件																
令和5年度	14件																
令和6年度	5件																
合計	39件																
課題	<ul style="list-style-type: none"> 紹介した補助制度に応募した団体もあったが、採択には至らないケースも生じており、申請書の作成方法等についてのフォローも必要と思われる。 補助制度の件数が膨大であり、データベース化やマッチングの方法、情報の提供方法に改善の余地がある。 																
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> データベース化やマッチングの方法、情報の提供方法を見直しながら、今後も継続して実施する。 																

9 地域づくり事業補助の実施		重点3			拡充
取組内容	地域づくり事業補助金の補助対象経費の拡充及び事前協議の簡略化を図るとともに、補助額の算定根拠である地区の人口に応じた区分の見直しを行います。また地域づくり計画書の簡素化を図り、地域づくり事業の実施地区の拡大を図ります。				
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	補助実施 (継続)	新制度実施 未実施地区の意 向確認	実施 実施地区の意 向確認	実施 研究・情報収 集	実施 次期制度への 以降準備
状況 達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地区の12地区に対し、継続して事業を実施した。 ・次期計画の策定に向け、実施地区の12地区に対し、課題や市への要望等について意見の聞き取りを行った。地域づくり事業を実施したことにより、地域内の緊密化や活性化が促進されており、今後も継続を希望する意向を確認した。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から実施地区が増えておらず、対象地域が一部に限られている。令和5年度には、新たに2地区が事業の開始を検討していたが、地域の状況等により、年度内に開始には至らなかった。 ・補助金制度を今後も継続していくためには、新たな財源を確保する必要がある。 				
今後の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地区からの意見を踏まえ、補助金の算定根拠、補助率や事業内容等について検討し、より効果的で利用しやすい制度となるよう、見直す必要がある。 				

10 コミュニティ活動補助の実施					継続
取組内容	コミュニティ推進地区組織の活動を維持・活性化するため、「コミュニティ活動費補助」を継続して実施します。				
工程	R3 実施	R4 →	R5 →	R6 →	R7 →
状況達成	A	実施中であり、達成済みである。			
成果	・コミュニティ推進地区組織30団体に対し、継続して事業を実施し、地域コミュニティの維持・活性化に寄与した。				
課題	・新型コロナウイルス感染症のため、令和3年度・令和4年度においては、多くの団体が事業を中止（縮小）し、地域によってはコミュニティ活動の停滞が見られた。				
今後の対応	・今後も継続して実施する。				

11 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知					継続
取組内容	空き家等を借り上げて自治公民館として活用する場合、賃借料の一部を補助する制度を実施します。また、市の関係課と情報共有して空き家情報を発信し、町内会・自治会からの相談に対応して制度の活用を促進するとともに、周知を図ります。				
工程	R3 実施	R4 →	R5 →	R6 →	R7 →
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	・活動拠点の確保について継続ができています。				
課題	・補助交付対象期間経過後の活動拠点の確保が困難である。				
今後の対応	・補助金交付要綱の見直し及び制度の活用促進方法を検討する。				

12 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知					継続
取組内容	自治公民館の新築、増改築及び修繕などで必要となる経費の一部を補助する制度を継続して実施します。				
工程	R 3 実施 相談受付	R 4 → →	R 5 → →	R 6 → →	R 7 → →
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の維持等に係る経費の負担軽減となっている。 ・町内会等から要望の多かったエアコンの設置について、備品の対象項目に追加した。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象となる備品について、町内会等の要望とそぐわない点がある。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象備品品目の拡充を検討する。 				

13 専門知識を有するNPO法人等の派遣					拡充
取組内容	町内会・自治会に対して、専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、運営体制の見直しや地域課題の解決のためのワークショップの開催、活動事例の紹介などの支援を行います。				
工程	R 3 随時実施 関係団体と調整	R 4 → →	R 5 → →	R 6 → →	R 7 → →
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進事業「地縁団体の課題解決への意識醸成サポート事業」のNPO法人に相談のあった町内会・自治会に対し、課題解決への情報提供やワークショップ等の開催の支援を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進事業の財源となっている市民協働推進基金の残金減少のため、財源確保が必要。あるいは別事業の検討が必要となる。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進事業の財源確保状況により、方法を検討する。 				

14 職員による支援		拡充				
取組内容	<p>小規模な町内会・自治会など、地域活動の継続が困難となる可能性がある団体が増えつつあることから、市民協働推進課や市民協働推進センターにおいて、よりきめの細かい相談の受付などの支援を実施するとともに、町内会・自治会等との意見交換の場を定期的に設けることにより、地域の課題解決や職員による支援の仕組みづくりを図ります。</p> <p>また、過疎地域に所在する町内会・自治会などに対しては、庁内の関係課等と情報を共有し、地域の現状把握や地域コミュニティを維持するための仕組みづくりについて検討を行います。</p>					
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7	
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進課の職員と市民協働推進センターの市民協働推進員が町内会・自治会からの相談に対応するとともに、町内会・自治会の役員などが参加するコミュニティリーダー研修会において情報交換会を開催している。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域に所在する町内会・自治会などの現状把握を進めたいが、コミュニティリーダー研修会の情報交換会や町内会・自治会との意見交換会などへの参加が少なく、実態を把握するのに十分でなく、把握方法から検討する必要がある。 					
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域に所在する町内会・自治会の現状把握の方法を検討する。 					

15 地域担当職員制度の実施		重点4			拡充	
取組内容	職員の中から、地域の会議出席や地域要望の取次を行う「地域窓口担当」職員の配置を継続します。加えて、地域の課題解決の取組について、地域と一緒に考える「地域課題担当」職員を要望に応じて配置します。					
工程	R3 地域の意向確認 試行実施	R4 試行継続 新制度実施	R5 新制度 継続実施	R6 →	R7 →	
状況 達成	A	実施中であり、達成済みである。				
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度において制度を見直し、地域の会議出席や地域要望の取次を行う地域窓口サポーターを各地区に配置するとともに、地域の要望に応じて地域課題を地域と一緒に考える地域課題アドバイザーを配置している。 					
課題	<p>【地域窓口サポーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の本来業務の繁忙により、活動内容に地域差が生じる可能性がある。 原則、居住地域の職員を選任しているが、地区ごとに居住者数に偏りがあるため、公平な選任が難しい。 <p>【地域課題アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置に当たり、地区で取り組む地域課題を選定する必要があるが、住民の合意に至らない場合や時間を要する場合がある。 地域課題解決の手段としての認知度は、いまだ低いものと考えられる。 					
今後の 対応	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題アドバイザーの制度内容や活動事例について、より積極的に発信を行う。 					

16 専任職員の配置					継続
取組内容	地域担当職員とコミュニティ推進地区組織等との仲立ちを強化するため、市民協働推進課の職員を各地区担当の「専任職員」とし、地域活動の情報提供や地域づくり事業の支援を行います。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況	A	実施中であり、達成済みである。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進課の職員を市内30のコミュニティ推進地区に担当地区を割り当てて専任職員とし、地域担当職員とともに地区の会議等に参加し、情報提供や地域づくり事業の支援を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の状況に合わせた支援方法を検討する必要がある。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 継続して支援を実施する。 				

17 市民協働推進員の強化					拡充
取組内容	市民協働推進員が町内会・自治会等からの相談に円滑かつ有効に対応できるよう、各センターの職員向けの研修を行うとともに、センター同士の情報交換会を実施し、相談機能の強化を図ります。				
工程	R 3 実施 (新制度試行)	R 4 新制度実施	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センターの職員に向けた研修会及び情報交換会を通じて、市民協働推進員が町内会・自治会等からの相談に円滑かつ有効に対応できるようになるとともに相談票の改訂を行うことができた。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センターの職員が地域活動に関する相談に対応するため、職員の知識習得等を目的とした研修会を継続して実施する必要がある。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センターの職員が能動的に市民協働を促進させる案内や講座開催を行うような意識の向上を図る研修会や情報交換会を企画する。 				

18 市民協働推進センターの機能向上					拡充																									
取組内容	町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等が、市民協働推進センターにおいて地域活動の相談を行いやすい環境を整えるため、相談対応実績などを公開するとともに、各センターからお知らせの発行や地域の活動事例を紹介する機会を設けるなど、センター機能の周知の強化を図ります。																													
工程	R3 実施	R4 →	R5 →	R6 →	R7 →																									
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。																												
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センター事業実施要綱（平成27年2月12日23日策定）に基づき、市直営の区公民館（中央・上田・西部公民館）及び、指定管理により運営している区公民館（河南・都南・渋民公民館）に市民協働推進センターを開設した。 地域活動団体の、団体運営や事業運営に関する相談、助言又は支援や、市補助金等に係る申請手続の取次ぎ、コピー機の貸出しなどを行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談対応</td> <td>196件</td> <td>188件</td> <td>177件</td> <td>223件</td> </tr> <tr> <td>うち市民協働関連</td> <td>14件</td> <td>24件</td> <td>28件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>申請取次</td> <td>79件</td> <td>63件</td> <td>56件</td> <td>49件</td> </tr> <tr> <td>印刷</td> <td>1,688件</td> <td>2,276件</td> <td>2,454件</td> <td>2,312件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 情報誌「つながる“わ”」に、市民協働推進センターの機能周知及び利用促進のため、各市民協働推進センターの特色や講座・研修会情報の掲載を実施した。 						R3	R4	R5	R6	相談対応	196件	188件	177件	223件	うち市民協働関連	14件	24件	28件	10件	申請取次	79件	63件	56件	49件	印刷	1,688件	2,276件	2,454件	2,312件
	R3	R4	R5	R6																										
相談対応	196件	188件	177件	223件																										
うち市民協働関連	14件	24件	28件	10件																										
申請取次	79件	63件	56件	49件																										
印刷	1,688件	2,276件	2,454件	2,312件																										
課題	市全体としては市民協働推進センターの知名度が低く、制度が十分に定着したとは言い難い。																													
今後の対応	継続して地域活動団体ポスター展を実施するとともに、情報誌「つながる“わ”」へ各センターの特色や講座・研修会等の情報を掲載して、市民に施設機能の周知を図る。																													

19 公共施設のアセットマネジメント					継続
取組内容	「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」に基づき、継続して拠点施設となる公共施設の整備を進めます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	・地元の意見を聴取しながら、可能な限り利用者のニーズを反映させた内容により大規模改修等を実施した。				
課題	・一部施設において、地元や関係課との調整に時間を要し、整備が遅れている。				
対応 今後の	・引き続き、時機を捉えて地元の意見を聴取しながら、利用者のニーズに沿った整備内容となるよう努める。				

20 職員向けアンケート及び研修の実施					拡充
取組内容	職員が市民協働の原則を理解し、地域担当職員制度を十分に機能させることができるよう、アンケート等の実施を通して職員の地域活動への積極的な参加を促すとともに、研修内容の充実を図り、職員の意識向上・能力開発の機会を設けます。				
工程	R 3 実施 調査・研究	R 4 → →	R 5 → →	R 6 → →	R 7 → →
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	・新採用職員に対して市民協働の原則などの研修を実施、常勤一般職員を対象に地域活動実態調査を実施、全職員に向けて町内会・自治会活動への参加促進を通知した。				
課題	・職員の地域活動への参加率が45.2%（R6）と、半数以上が参加していないことと、町内会・自治会の加入率が85.0%（R6）であり、市全体の町内会加入率（85.8%）よりも低いことから、さらにそれぞれ増やす方策を検討する必要がある。				
対応 今後の	・町内会・自治会の加入率が低い新採用職員や20代の職員に向けて、地域活動の必要性の理解を深めるため、研修や参加に向けた働きかけの回数を増やす必要がある。				

21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼					拡充
取組内容	退職予定者へ退職後も、地域の一員として町内会・自治会等の地域活動に参加を促すとともに、すでに退職した職員の活動事例等を紹介するなど、地域活動に対する具体的なイメージが持てるよう働きかけます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
達成	・退職予定者説明会において、加入促進のチラシ配布することで退職者の地域活動への参加を促した。				
課題	・退職者説明会でしか、参加協力を促す機会がない。				
今後の対応	・退職者の会などを通じて、周知する機会を増やすことで、参加に結び付けられるよう検討する。				

22 地域活動情報交換会の開催					新規
取組内容	町内会・自治会の地域活動の活性化及び円滑化を図ることを目的に、地域活動の成功事例や悩みを共有できる場として情報交換会を開催します。				
工程	R3 地域ニーズのヒアリング調査	R4 情報交換会実施	R5 情報交換会実施	R6 地域ニーズのアンケート調査の実施	R7 情報交換会実施
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 コミュニティリーダー研修会の参加者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域ニーズのヒアリング調査をアンケート形式にて行った。地域のコミュニティ活動における悩みや、町内会・自治会の運営に関し考えていること等の聞き取りを行った。 令和4年度 コミュニティリーダー研修会において情報交換の場を設けた。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人数を分散させ、5公民館を会場に開催。「新しい時代の地域組織（町内会・自治会）について考えてみよう！」をテーマとし、コロナ禍において見直したことや、今後多様な人材を呼び込むために考えていることについて、意見交換を行った。 令和5年度 コミュニティリーダー研修会において、情報交換の場を設けた。2公民館を会場に開催。「これからの町内会・自治会を考えてみよう！」をテーマに、今後の町内会・自治会活動の在り方について意見交換を行った。 令和6年度 コミュニティリーダー研修会において、情報交換の場を設けた。「地域課題の解決方法と人材（だれとやるか）を考える」をテーマに、地域課題を一つ選び解決するためのアイデアを出し合った。 参加者へのアンケートで、「参考になった」と回答した人は、5年度が講演：94%、情報交換会：76%だったところ、6年度は講演：96%、情報交換会：88%に増加したことから、より参加者が求める情報を提供することができたものと考えられる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 参加する人が固定化しており、参加者の年齢層が偏っている。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> より多様な人が参加しやすい場となるよう、情報交換会のテーマ、開催時間や手法を検討する。 				

23 地域活動事例発表会の実施		拡充				
取組内容	元気なコミュニティ特選団体の行う事業や地域づくり事業などの活動成果を広く周知するため、事例発表会を実施するほか、活動の体験談を語り合うトークセッションなどを開催して、地域づくりに取り組みたいと考える地域住民の育成を図ります。					
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →	
状況達成	B 実施中だが、見直しの必要がある。					
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティリーダー研修会において、地域づくり組織や町内会・自治会等による事例発表の部を設け、盛岡市公式YouTubeを活用して動画配信形式での発表を行った。 【事例発表団体】 R3 地域づくり組織 …城南地区地域づくり委員会 R4 町内会・自治会等 …緑が丘一丁目北区町内会 地域づくり組織 …青山地区まちづくり協議会 R5 町内会・自治会等 …永井地区まちづくりの会 地域づくり組織 …本宮地区福祉推進會 R6 町内会・自治会等 …下米内町内会 地域づくり組織 …巻堀姫神地区福祉推進會					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティリーダー研修会における動画配信の事例発表は、分かりやすく見やすい動画となるよう、音質、画質、構成等を改善する必要がある。 ・動画配信の場合、好きな時間に気軽に見られる良さがある一方で、インターネット環境がなく視聴できない方についても配慮する必要がある。 					
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。より多様な人が参加しやすい場となるよう、情報交換会のテーマ、開催時間や手法を検討する。 					

24 多様な広報媒体の活用		拡充				
取組内容	地域活動に対する住民の理解と関心を深めるため「広報もりおか」への記事掲載や、ソーシャルメディアを含む多様な民間広報媒体を活用するなど、効果的な情報発信に取り組みます。また、インターネット活用への支援を図ります。					
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
	調査・研究 実施	→ →	→ →	→ →	→ →	
状況 達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関する理解や関心を高めるとともに、活動の活性化を図ることを目的に、広報もりおかへの地域協働の推進に係る特集記事の掲載を行った。 <p>R3掲載団体：北山自治会、乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会 乙部地区自治公民館連絡協議会、（特非）たますぼ 本宮地域協働協議会</p> <p>R4掲載団体：つなぎ地区振興福祉推進協議会、つなぎ温泉観光協会 いわてグルージャ盛岡、（特非）いわてNPOフォーラム21 盛岡駅前北通町内会、永井地区まちづくりの会</p> <p>R5掲載団体：本宮地区福祉推進会、東厨川地区福祉推進会</p> <p>R6掲載団体：緑が丘一丁目北区町内会、本宮七丁目町内会、盛岡市山岸地区福祉推進会</p>					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後ますますインターネットの活用が見込まれることから、盛岡市公式ホームページの充実を図る必要がある。 					
今後の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して必要な情報を必要な時に得ることができるよう、ホームページの情報を随時更新する。 ・地域活動の活性化について、より多くの市民等の理解と協力が得られるよう、多様な広報媒体の活用について検討する。 					

25 市ホームページ・つながる“わ”の充実		継続				
取組内容	地域活動団体の活動事例を共有する手段として発行している情報誌「つながる“わ”」に、より町内会・自治会の活動に役立つ情報を掲載するとともに、市ホームページの充実を図り、市民協働を進めるために必要な情報を発信します。					
工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
	調査・研究 実施	→ →	→ →	→ →	→ →	
状況 達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。				
成果	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会や地域づくり組織、NPO法人等に対し、地域に関する市の施策、事業情報について、情報提供及び地域活動の活性化を目的として地域協働情報誌「つながる“わ”」を隔月発行した。 盛岡市公式ホームページにおいて、地域活動事例集に関するページ（R 2年度～）を作成した。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡市公式ホームページの充実については、今後より一層のインターネットの活用が見込まれる。 					
今後の 対応	<ul style="list-style-type: none"> 継続して必要な情報を必要なときに得ることができるよう、ホームページの情報を随時更新する。 地域活動の活性化について、より多くの市民等の理解と協力が得られるよう、多様な広報媒体の活用について検討する。 					

26 地域活動担い手養成講座の実施		重点5			拡充
取組内容	多様な人材による地域づくり組織の地域活動の参画を支援するため、種々の役割に応じて必要な知識や技術の習得を目的とした講座を継続して実施します。また、講座の内容を地域活動により反映させやすくするため、参加者が実際に地域課題の解決のための計画を考案するワークショップなどを実施します。なお、インターネットでの受付も進めます。				
工程	R3 実施	R4 →	R5 →	R6 →	R7 →
状況	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3～4年度は、大学生と地域の関わりをテーマとした講座を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から座談会形式で実施し、動画配信を行った。令和5年度は、働き世代が町内会・自治会の活動に参加しやすいしくみとは何か、活動事例をもとにパネルディスカッションを開催した。 【地域活動担い手養成講座開催実績】 R3座談会「未来につなぐ地域づくり」（動画配信） 座長：岩手大学人文社会科学部人間文化課程 教授 五味 壮平氏 話し手：盛岡市町内会連合会 会長 小枝指 好夫氏 岩手大学まちづくりサークル NPCN 学生3名 R4座談会「大学生×地域コミュニティ」（動画配信） 座長：岩手大学研究・地域連携部 部長 濱田 秀樹氏 話し手：青山地区まちづくり協議会 会長 遠藤 政幸氏 盛岡市町内会連合会教育振興部会 部会長 増田 文男氏 岩手大学三陸委員会ここより 学生3名 R5パネルディスカッション「働き世代と町内会の人々をつなぐためには」 座長：岩手大学教育学部社会教育学科 准教授 菊地 洋氏 パネリスト：北山自治会 会長 相馬 宏氏、成年部 小森 賢司氏 長橋町自治会 会長 八重樫 章司氏、 青年部長 神 玲於奈 氏 R6ワークショップ「『いいな』を形にするまちづくり～多様な世代の参加に向けて～」 講師：特定非営利活動法人まちサポ雫石 理事長 櫻田 七海 氏 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降、感染症対策のため座談会形式（またはパネルディスカッション）での開催としてきたが、ワークショップの手法を取り入れる等、意見交換や情報交換の機会として、より効果的な方法を検討する必要がある。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 担い手となり得る者の活動や地域のニーズに合わせて、講座のテーマや開催方法などを柔軟に設定する。 				

27 コミュニティリーダー研修会の実施					継続
取組内容	既に地域の役員等として活動している方のスキルアップを目的とした研修会を継続して実施します。また、研修内容は複数年単位で企画し、連続性と発展性を持たせた内容にします。なお、インターネットでの受付も進めます。				
工程	R 3 実施	R 4 →	R 5 →	R 6 →	R 7 →
状況達成	B	実施中だが、見直しの必要がある。			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和3年度は動画配信形式にて、令和4、5年度は人数を分散させ、会場を分散しオンライン講演を実施した。 【コミュニティリーダー研修会開催実績】 R3「地域の課題解決力を上げる」 講師：(特非) いわて地域づくり支援センター 代表理事 広田 純一 R4「担い手不足解消へ～地域組織の負担軽減&IT活用のヒント～」 講師：合同会社フォーティR&C 代表 水津 陽子 R5「これからの町内会・自治会の活性化のヒント」 講師：株式会社Glocal Design 代表取締役 酒本 宏 R6「持続可能な町内会・自治会を考えよう～地域の人材発掘の観点から～」 講師：株式会社Glocal Design 代表取締役 酒本 宏				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 参加する人が固定化しており、年齢層が偏っている。 令和3年度・令和4年度は動画配信又はオンライン講演であったためか、例年よりも参加人数が減少した。 				
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。より多様な人が参加しやすい場となるよう、研修会のテーマ、開催時間や場所を検討する。 				

1 市民の地域活動への意識調査等

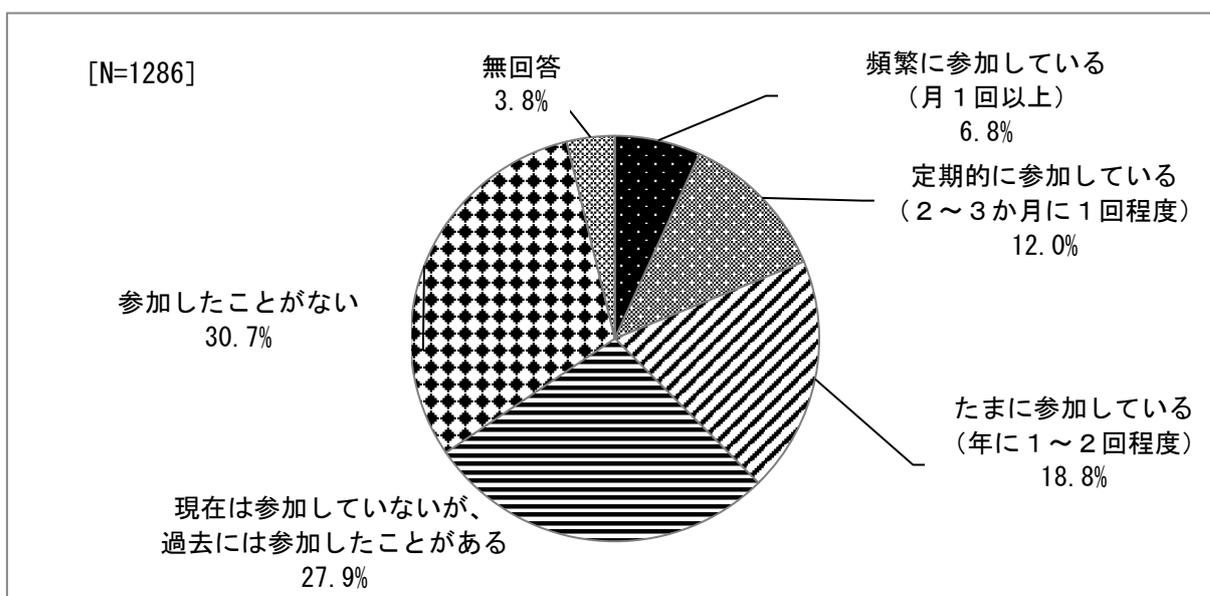
(1) 市民アンケートの結果

- ・実施期間 : 令和6年8月16日～令和6年8月30日
- ・対象 : 満18歳以上の市民 (対象者数 3,000人)
- ・有効回収数 : 1,286人 (有効回収率 42.9%)
- ・集約結果 :

問15 主に住民によって組織された団体が行う地域活動に、どのくらいの頻度で参加していますか。

項目	回答数	割合 (%)
1 頻繁に参加している (月1回以上)	87	6.8
2 定期的に参加している (2～3か月に1回程度)	154	12.0
3 たまに参加している (年に1～2回程度)	242	18.8
4 現在は参加していないが、過去には参加したことがある	359	27.9
5 参加したことがない	395	30.7
6 無回答	49	3.8
合計	1,286	100

【全体】



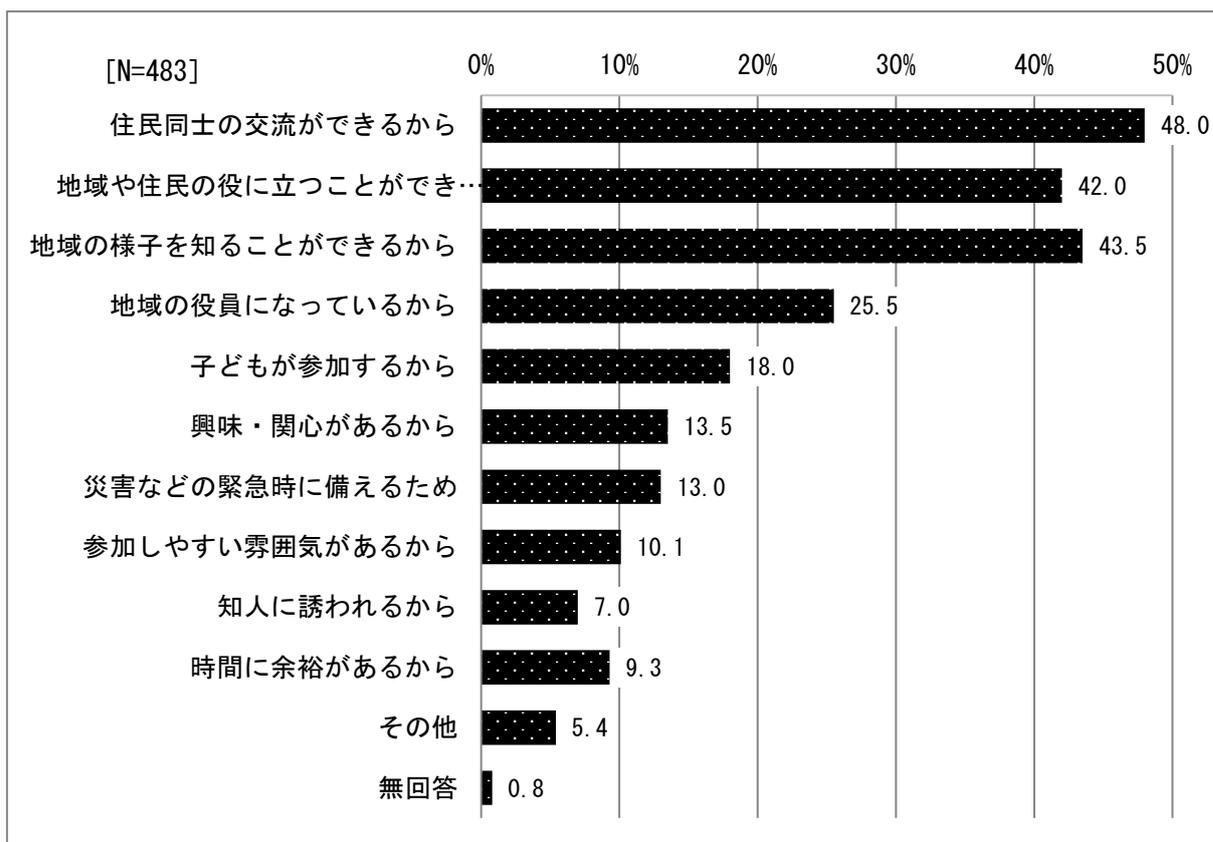
【性別、年代別、地区別の回答数】

		実数 (人)	頻繁に参加している (月1回以上)	定期的に参加している (2～3か月に1回程度)	たまに参加している (年に1～2回程度)	現在は参加していないが、 過去には参加したことがある	参加したことがない	無回答
全体		1286	87	154	242	359	395	49
地区	河北	406	27	39	85	109	131	15
	河南	175	7	22	28	49	64	5
	盛南	182	13	15	33	53	61	7
	厨川	281	21	36	49	80	82	13
	都南	205	15	37	38	56	51	8
	玉山	37	4	5	9	12	6	1
性別	男	601	43	70	121	143	202	22
	女	685	44	84	121	216	193	27
年齢	18～19歳	18	0	0	4	8	6	0
	20～29歳	84	2	2	6	32	42	0
	30～39歳	115	6	13	20	11	63	2
	40～49歳	196	3	37	36	41	78	1
	50～59歳	222	10	16	44	71	76	5
	60～69歳	241	18	34	54	63	65	7
	70歳以上	410	48	52	78	133	65	34

問16 (問15で1、2、3回答者) 地域活動に参加する理由は何ですか(複数回答可)。

項目	回答数	割合 (%)
1 住民同士の交流ができるから	232	48.0
2 地域や住民の役に立つことができるから	203	42.0
3 地域の様子を知ることができるから	210	43.5
4 地域の役員になっているから	123	25.5
5 子どもが参加するから	87	18.0
6 興味・関心があるから	65	13.5
7 災害などの緊急時に備えるため	63	13.0
8 参加しやすい雰囲気があるから	49	10.1
9 知人に誘われるから	34	7.0
10 時間に余裕があるから	45	9.3
11 その他	26	5.4
12 無回答	4	0.8

【全体】



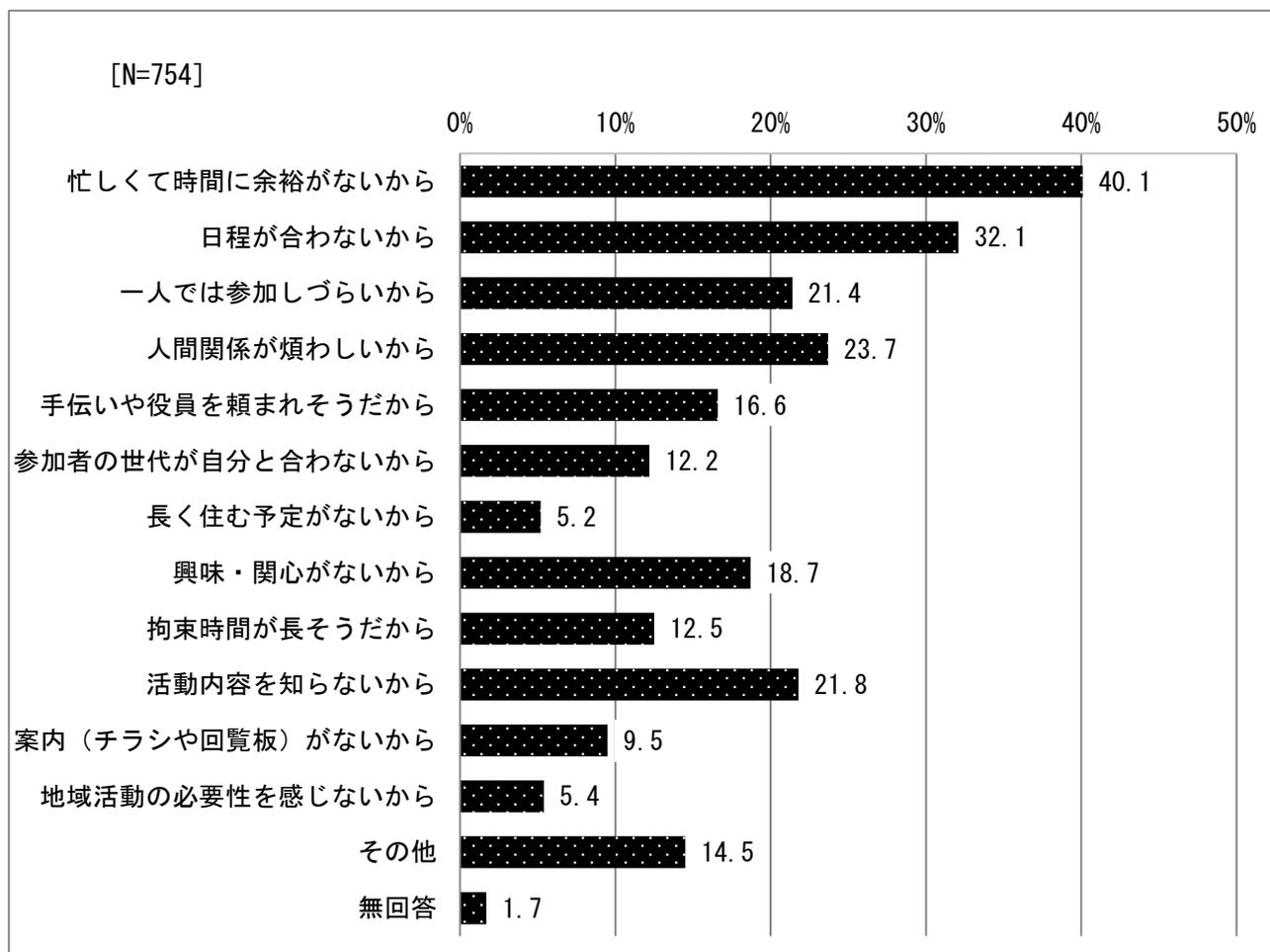
【性別、年代別、地区別の回答数】

		実数（人）	住民同士の交流ができるから	地域や住民の役に立つことができるから	地域の様子を知ることができるから	地域の役員になっているから	子どもが参加するから	興味・関心があるから	災害などの緊急時に備えるため	参加しやすい雰囲気があるから	知人に誘われるから	時間に余裕があるから	その他	無回答
全体		483	232	203	210	123	87	65	63	49	34	45	26	4
地区	河北	151	66	65	63	34	24	20	24	18	17	15	13	0
	河南	57	33	22	30	17	10	10	11	5	3	3	2	3
	盛南	61	30	19	33	14	13	10	9	9	3	9	3	1
	厨川	106	46	46	38	26	24	13	9	10	5	10	6	0
	都南	90	46	41	38	24	12	11	8	6	5	8	2	0
	玉山	18	11	10	8	8	4	1	2	1	1	0	0	0
性別	男	234	110	103	99	63	48	31	25	22	19	22	14	2
	女	249	122	100	111	60	39	34	38	27	15	23	12	2
年齢	18～19歳	4	0	0	2	0	0	3	0	1	3	3	0	0
	20～29歳	10	3	3	4	0	1	5	2	2	3	0	0	0
	30～39歳	39	12	10	17	7	16	9	4	1	1	3	1	0
	40～49歳	76	26	18	22	21	48	8	3	9	5	2	5	0
	50～59歳	70	16	29	20	24	16	2	4	2	4	5	3	2
	60～69歳	106	55	59	47	30	3	9	17	7	4	8	8	2
	70歳以上	178	120	84	98	41	3	29	33	27	14	24	9	0

問17 (問15で4、5回答者) 地域活動に参加していない理由は何ですか(複数回答可)。

項目	回答数	割合 (%)
1 忙しくて時間に余裕がないから	302	40.1
2 日程が合わないから	242	32.1
3 一人では参加しづらいから	161	21.4
4 人間関係が煩わしいから	179	23.7
5 手伝いや役員を頼まれそうだから	125	16.6
6 参加者の世代が自分と合わないから	92	12.2
7 長く住む予定がないから	39	5.2
8 興味・関心がないから	141	18.7
9 拘束時間が長そうだから	94	12.5
10 活動内容を知らないから	164	21.8
11 案内(チラシや回覧板)がないから	72	9.5
12 地域活動の必要性を感じないから	41	5.4
13 その他	109	14.5
14 無回答	13	1.7

【全体】



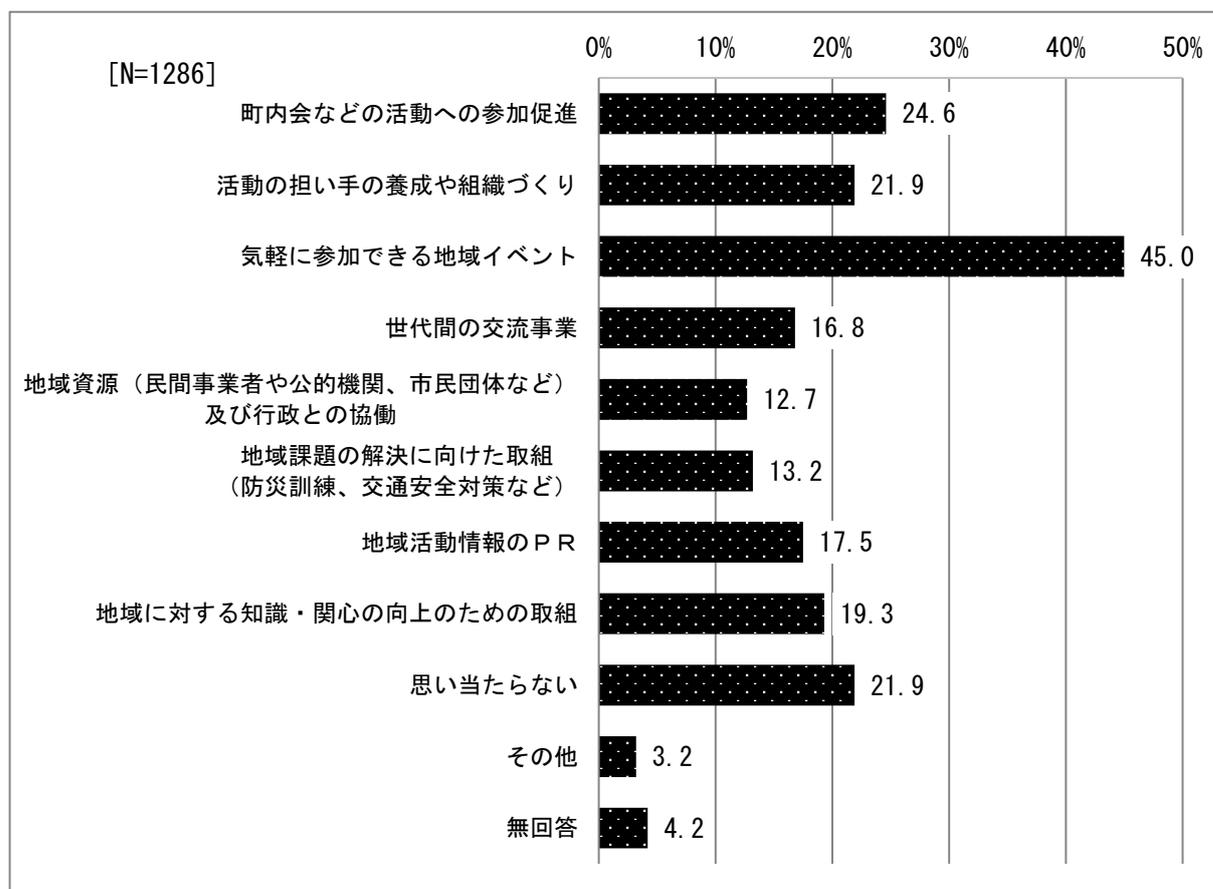
【性別、年代別、地区別の回答数】

		実数（人）	忙しくて時間に余裕がないから	日程が合わないから	一人では参加しづらいから	人間関係が煩わしいから	手伝いや役員を頼まれそうだから	参加者の世代が自分と合わないから	長く住む予定がないから	興味・関心がないから	拘束時間が長そうだから	活動内容を知らないから	案内（チラシや回覧板）がないから	地域活動の必要性を感じないから	その他	無回答
	全体	754	302	242	161	179	125	92	39	141	94	164	72	41	109	13
地区	河北	240	108	85	37	54	41	25	9	50	28	45	19	12	34	5
	河南	113	42	42	32	28	20	17	7	16	15	27	12	9	11	2
	盛南	114	45	28	23	29	17	11	5	20	15	34	10	3	14	2
	厨川	162	71	56	34	42	31	27	11	32	24	35	14	10	24	2
	都南	107	31	23	31	23	15	11	6	19	10	21	16	6	18	2
	玉山	18	5	8	4	3	1	1	1	4	2	2	1	1	8	0
性別	男	345	140	109	73	96	67	46	16	65	43	73	40	23	45	3
	女	409	162	133	88	83	58	46	23	76	51	91	32	18	64	10
年齢	18～19歳	14	6	5	4	3	1	2	0	3	1	2	1	0	0	0
	20～29歳	74	36	21	19	17	8	19	14	27	13	28	7	6	1	0
	30～39歳	74	36	25	27	23	21	12	5	18	15	20	10	8	4	1
	40～49歳	119	72	42	17	28	15	19	8	23	16	32	9	8	8	1
	50～59歳	147	64	58	29	31	26	15	5	27	19	27	18	8	16	1
	60～69歳	128	61	56	30	37	27	11	4	25	17	29	11	3	14	0
	70歳以上	198	27	35	35	40	27	14	3	18	13	26	16	8	66	10

問18 地域活動をより活性化するために有効な取組は、どのようなことだと思いますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 町内会などの活動への参加促進	316	24.6
2 活動の担い手の養成や組織づくり	282	21.9
3 気軽に参加できる地域イベント	579	45.0
4 世代間の交流事業	216	16.8
5 地域資源（民間事業者や公的機関、市民団体など）及び行政との協働	163	12.7
6 地域課題の解決に向けた取組（防災訓練、交通安全対策など）	170	13.2
7 地域活動情報のPR	225	17.5
8 地域に対する知識・関心の向上のための取組	248	19.3
9 思い当たらない	281	21.9
10 その他	41	3.2
11 無回答	54	4.2

【全体】



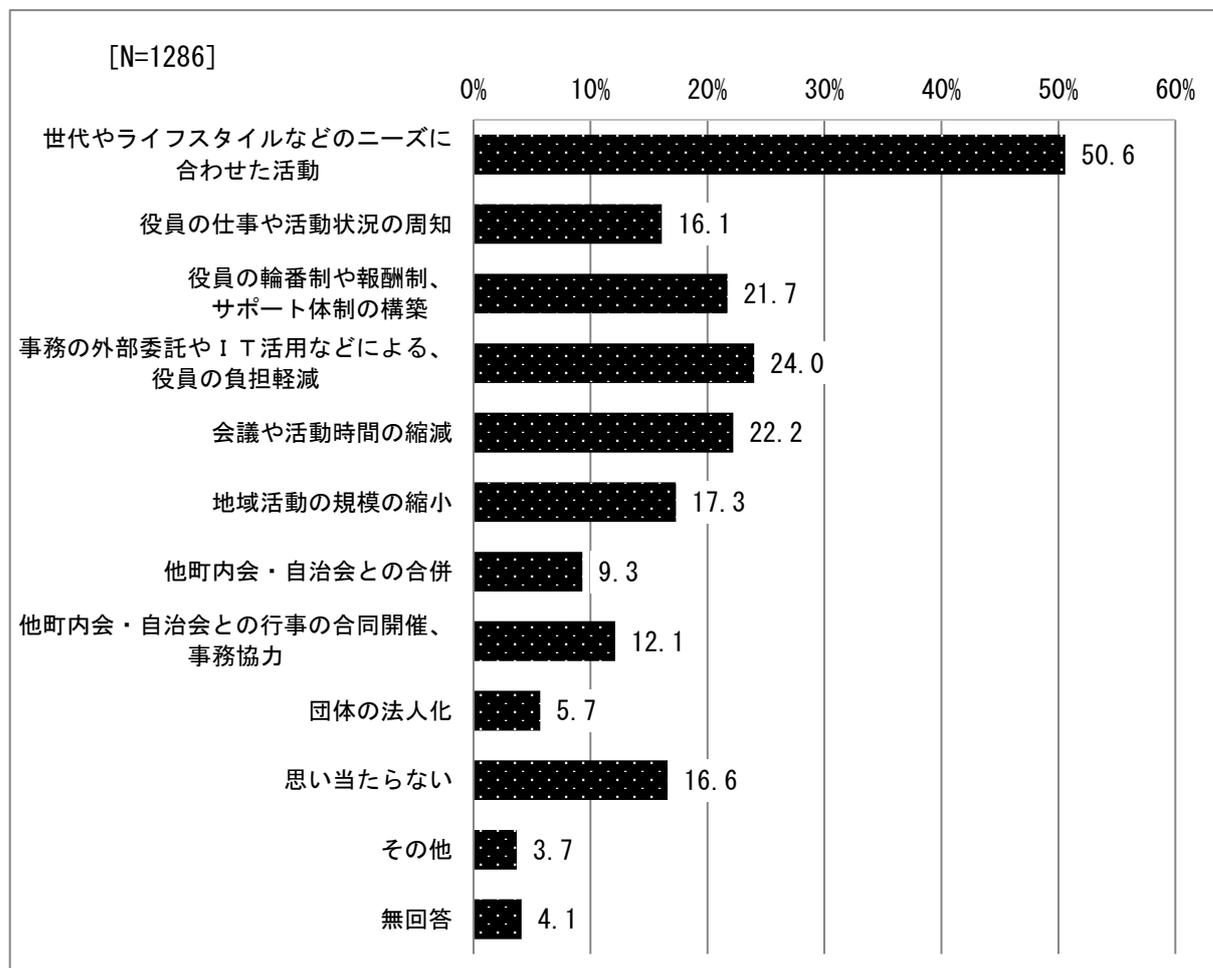
【性別、年代別、地区別の回答数】

		実数 (人)	町内会などの活動への参加促進	活動の担い手の養成や組織づくり	気軽に参加できる地域イベント	世代間の交流事業	地域資源（民間事業者や公的機関、市民団体など）及び行政との協働	地域課題の解決に向けた取組（防災訓練、交通安全対策など）	地域活動情報のPR	地域に対する知識・関心の向上のための取組	思い当たらない	その他	無回答
全体		1286	316	282	579	216	163	170	225	248	281	41	54
地区	河北	406	96	86	167	68	60	60	77	85	96	17	13
	河南	175	41	39	76	30	22	23	34	30	36	4	6
	盛南	182	37	38	89	28	16	22	25	30	39	2	11
	厨川	281	74	57	130	46	37	30	42	55	66	9	12
	都南	205	58	49	100	33	21	29	38	44	37	5	11
	玉山	37	10	13	17	11	7	6	9	4	7	4	1
性別	男	601	152	147	270	108	85	76	112	110	127	18	22
	女	685	164	135	309	108	78	94	113	138	154	23	32
年齢	18～19歳	18	4	0	8	0	3	1	4	1	2	0	2
	20～29歳	84	9	12	45	10	7	10	19	11	22	2	0
	30～39歳	115	15	18	61	13	20	14	18	19	32	3	2
	40～49歳	196	27	37	90	30	23	20	26	24	61	8	1
	50～59歳	222	33	47	101	33	29	22	36	51	56	8	2
	60～69歳	241	66	65	115	47	30	38	48	60	41	8	3
	70歳以上	410	162	103	159	83	51	65	74	82	67	12	44

問19 町内会・自治会など、地域活動を行う団体における担い手不足や高齢化、参加者の固定化などといった地域課題について、どのような解決策があると思いますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 世代やライフスタイルなどのニーズに合わせた活動	651	50.6
2 役員の仕事や活動状況の周知	207	16.1
3 役員の輪番制や報酬制、サポート体制の構築	279	21.7
4 事務の外部委託やIT活用などによる、役員の負担軽減	309	24.0
5 会議や活動時間の縮減	285	22.2
6 地域活動の規模の縮小	222	17.3
7 他町内会・自治会との合併	119	9.3
8 他町内会・自治会との行事の合同開催、事務協力	155	12.1
9 団体の法人化	73	5.7
10 思い当たらない	214	16.6
11 その他	47	3.7
12 無回答	53	4.1

【全体】



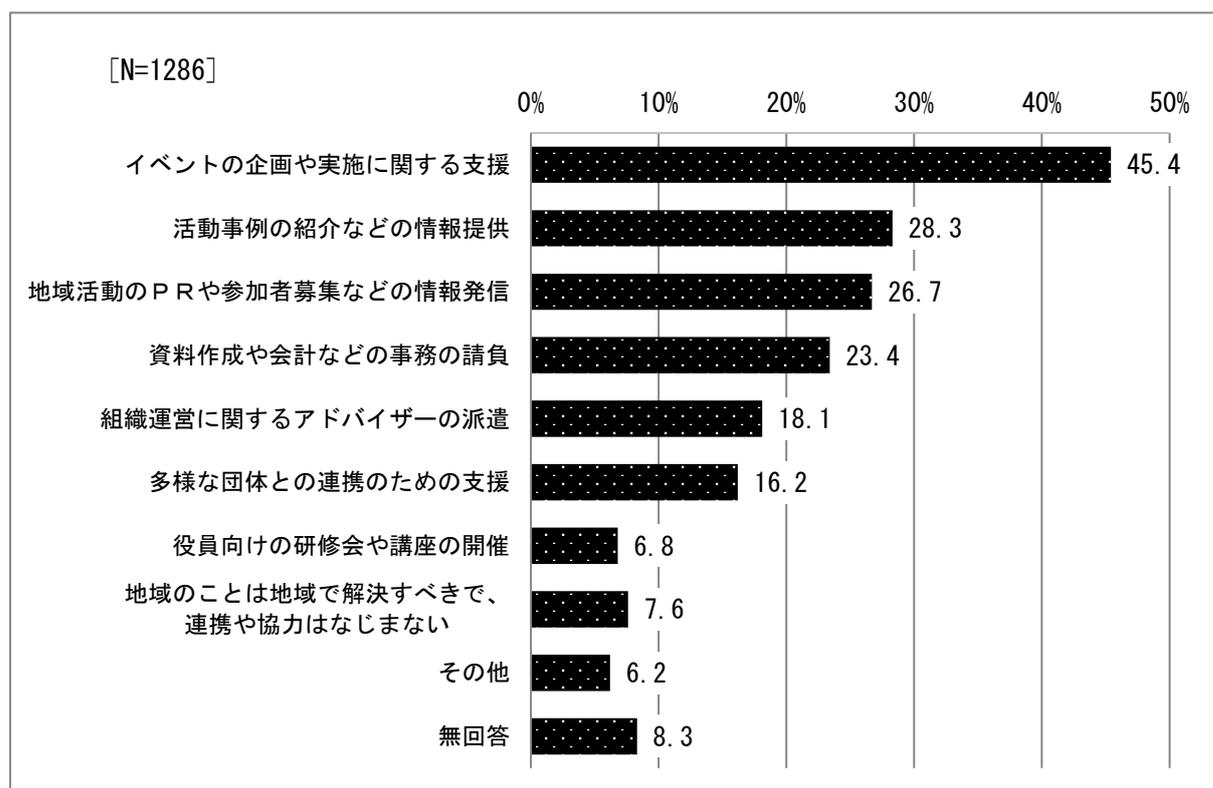
【性別、年代別、地区別の回答数】

		実数 (人)	世代やライフスタイルなどのニーズに合わせた活動	役員の仕事や活動状況の周知	役員の輪番制や報酬制、サポート体制の構築	事務の外部委託やIT活用などによる、役員の負担軽減	会議や活動時間の縮減	地域活動の規模の縮小	他町内会・自治会との合併	他町内会・自治会との行事の合同開催、事務協力	団体の法人化	思い当たらない	その他	無回答
全体		1286	651	207	279	309	285	222	119	155	73	214	47	53
地区	河北	406	207	62	80	105	103	65	34	48	32	71	17	14
	河南	175	83	30	43	39	38	30	22	22	12	32	4	9
	盛南	182	98	27	37	41	36	30	11	17	7	28	4	9
	厨川	281	152	46	66	69	60	51	32	37	13	42	11	8
	都南	205	93	32	43	49	39	40	18	26	7	36	8	10
	玉山	37	18	10	10	6	9	6	2	5	2	5	3	3
性別	男	601	292	98	140	141	140	105	68	75	41	106	21	21
	女	685	359	109	139	168	145	117	51	80	32	108	26	32
年齢	18～19歳	18	8	2	3	0	1	1	1	0	1	5	1	0
	20～29歳	84	51	8	11	21	17	12	3	5	9	17	5	0
	30～39歳	115	66	17	23	35	31	33	13	15	15	12	6	2
	40～49歳	196	115	28	46	57	52	41	18	25	11	34	4	0
	50～59歳	222	128	37	54	67	62	40	23	28	13	42	5	2
	60～69歳	241	117	41	64	59	56	38	27	35	14	32	11	4
	70歳以上	410	166	74	78	70	66	57	34	47	10	72	15	45

問 20 問 19 の地域課題の解決に向けて、住民以外の団体（公的機関やNPO、企業など）からどのような支援や協力があればいいと思いますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 イベントの企画や実施に関する支援	584	45.4
2 活動事例の紹介などの情報提供	364	28.3
3 地域活動のPRや参加者募集などの情報発信	344	26.7
4 資料作成や会計などの事務の請負	301	23.4
5 組織運営に関するアドバイザーの派遣	233	18.1
6 多様な団体との連携のための支援	208	16.2
7 役員向けの研修会や講座の開催	88	6.8
8 地域のことは地域で解決すべきで、連携や協力はなじまない	98	7.6
9 その他	80	6.2
10 無回答	107	8.3

【全体】



【性別、年代別、地区別の回答数】

		実数 (人)	イベントの企画や実施に関する支援	活動事例の紹介などの情報提供	地域活動のPRや参加者募集などの情報発信	資料作成や会計などの事務の請負	組織運営に関するアドバイザーの派遣	多様な団体との連携のための支援	役員向けの研修会や講座の開催	地域のことは地域で解決すべきで、連携や協力はなさない	その他	無回答
全体		1286	584	364	344	301	233	208	88	98	80	107
地区	河北	406	186	128	116	100	80	68	23	33	19	32
	河南	175	69	40	41	37	27	27	11	22	7	19
	盛南	182	84	45	45	47	29	27	15	10	11	15
	厨川	281	138	83	79	70	49	41	17	13	24	21
	都南	205	94	57	52	40	40	36	18	20	13	16
	玉山	37	13	11	11	7	8	9	4	0	6	4
性別	男	601	277	180	157	152	113	95	42	55	35	43
	女	685	307	184	187	149	120	113	46	43	45	64
年齢	18～19歳	18	12	4	5	5	2	2	0	0	0	0
	20～29歳	84	47	23	22	18	15	17	3	5	7	3
	30～39歳	115	60	36	33	40	25	22	8	6	3	5
	40～49歳	196	103	57	47	55	36	32	14	18	13	5
	50～59歳	222	108	47	64	69	46	40	14	18	8	9
	60～69歳	241	109	82	68	56	51	47	12	16	22	7
	70歳以上	410	145	115	105	58	58	48	37	35	27	78

(2) 地域活動への参加状況

令和6年度に満18歳以上を対象として実施した市民アンケートでは、町内会・自治会、子ども会、老人クラブや地区福祉推進会等といった、主に住民により組織された団体が行う地域活動に定期的に参加したことがある市民の割合は18.8%であり、年に1・2回参加している人を含めると37.6%でした。地域活動に参加したことがない市民の割合は58.6%であり、前回調査（令和元年度：52.7%）に比べると5.9ポイント増加していることから、コミュニティ活動の活力低下が懸念されます。

ア 地域活動に参加する理由

アンケート回答者のうち、最も多い回答が「住民同士の交流ができるから」であり、次に「地域の様子を知ることができるから」「地域や住民の役に立つことができるから」と続きました。

地域活動に参加する人は、活動を通じて地域で交流が生まれること、地域の様子を詳しく知れること、地域や住民の役に立てることを魅力として感じていることが伺えます。

イ 地域活動に参加しない理由

アンケート回答者のうち、最も多い回答が「忙しくて時間に余裕がないから」であり、次に「日程が合わないから」「人間関係が煩わしいから」「活動内容を知らないから」と続きました。

共働き世帯が増加し、高齢者の就業率も上昇する中で、生活様式が多様化しており、参加しやすい日程や活動時間を設定することが困難であることが伺えます。一方で、予定が合えば参加の可能性があるともいえます。

また、「活動内容を知らない」と回答した人に関しては、地域活動の情報発信を通じて興味・関心を促すことが求められていると伺えます。

2 町内会・自治会の現状

(1) 町内会・自治会の数および加入率等

■本市の加入率

※ 世帯数：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

※ 加入世帯数：盛岡市町内会・自治会協働推進奨励金振込依頼書記載数（令和6年度）

項目	盛岡市
町内会・自治会の数	382 団体
加入率（%）	85.8%
本市の世帯数（※）	138,129 戸
町内会・自治会への加入世帯数（※）	118,573 戸

■本市の加入率の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
町内会数（団体）	382	382	382	381	381	382	383	382
町内会加入率（%）	87.7	87.9	87.5	87.2	86.7	86.6	86.2	85.8

■全国中核市の加入率

※ 参照：令和6年度中核市都市要覧（令和6年4月1日時点）

※ 自治会加入率=自治会加入世帯数÷推計世帯数（小数点以下四捨五入）により算出

中核市	加入率 （%）	中核市	加入率 （%）	中核市	加入率 （%）	中核市	加入率 （%）
函館市	48	越谷市	58	大津市	51	倉敷市	59
旭川市	55	船橋市	68	豊中市	35	呉市	67
青森市	69	柏市	63	吹田市	43	福山市	61
八戸市	59	八王子市	51	高槻市	55	下関市	76
盛岡市	86	横須賀市	79	枚方市	64	高松市	49
秋田市	76	富山市	82	八尾市	53	松山市	71
山形市	86	金沢市	68	寝屋川市	79	高知市	76
福島市	74	福井市	72	東大阪市	60	久留米市	68
郡山市	62	甲府市	66	姫路市	89	長崎市	62
いわき市	71	長野市	96	尼崎市	41	佐世保市	79
水戸市	50	松本市	74	明石市	64	大分市	88
宇都宮市	61	岐阜市	54	西宮市	68	宮崎市	49
前橋市	85	豊橋市	72	奈良市	64	鹿児島市	51
高崎市	91	岡崎市	89	和歌山市	72	那覇市	15
川越市	68	一宮市	75	鳥取市	60	中核市 平均	65.6
川口市	54	豊田市	78	松江市	57		

■東北6県県庁所在地の加入率

※ 令和6年度各市調査時点

県庁所在地	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
町内会数（団体）	405	1,010	382	545	1,371	866
町内会加入率（%）	68.9	75.7	85.8	85.7	72.5	72.9

(2) 町内会・自治会と市が協力して行っている事業とその役割

	活動	町内会・自治会の役割	市の役割
1	自主防災活動	自主防災組織を結成し、防災訓練や講座の開催を通じた地域住民の意識啓発	防災用の資器材の配付や専門家の派遣
2	回覧板による情報の伝達	回覧板を活用した住民への情報伝達	市政情報の伝達
3	公衆街路灯の設置・管理	防犯灯が必要な場所の把握と、設置及び日常的な維持管理	市民の通行の安全確保のため、設置及び修繕費、電気料への補助
4	公民館活動	自治公民館の維持管理と自治公民館を活用した講座等の開催	自治公民館の整備、公民館活動に対する補助、講座の講師等専門家の派遣
5	防犯活動	通学路における子どもの見守り活動や、夜間の交通安全の呼びかけ	防犯活動に関する施策の策定、人材育成及び防犯パトロール用品の配付
6	子どもの教育	世代を超えた活動・交流事業を通じ、地域で子どもを守り、育てる	総合的な子どもの教育
7	ごみ集積場所の整備・維持管理	ごみ集積場所やストックヤードなどが必要な場所の把握と、設置及び環境美化に配慮した維持管理	集積場所設置及び環境美化活動に対する補助
8	災害時における要支援者の支援活動	平常時から、災害のときに手助けを必要とする住民の把握と、災害時の安否確認や避難誘導	災害時の支援活動に活用いただくため、市との協定による要支援者情報の提供
9	除雪・排雪活動	除雪機貸出制度等を活用した除雪や排雪、凍結防止剤の散布による通行の確保	市道などの主要道路における除雪、排雪、凍結防止剤の散布による通行の確保
10	公園・街路樹の管理	身近な公園等の維持管理	管理に対する謝礼金交付

(3) 町内会・自治会等に対する主な補助金・謝礼金

	名称	内容
1	町内会・自治会協働推進奨励金	広報配布謝礼金、自治公民館活動等補助金、子ども会育成費補助金、ごみ減量資源再利用促進等事業補助金、街路樹・公園等管理謝礼金及び（玉山地域）自治会運営費補助金をまとめた制度
2	街灯設置費等補助金	街路灯の新設、街路灯が付いている柱を交換・修繕または撤去する場合に経費の一部を補助
3	公衆街路灯電気料補助金	街路灯の電気料を負担する場合に補助金を交付
4	自治公民館整備事業補助金	町内会等が維持管理する自治公民館施設を新築、購入、増改築または修繕した場合及び自治公民館施設で使用する備品を購入する場合に経費の一部を補助
5	空き家等利用自治公民館賃借料補助金	空き家等を利用し、自治公民館施設として借り上げた場合に賃借料の一部を補助
6	ごみ集積場所等整備事業補助金	ごみ集積場所やストックヤードを設置する場合に経費の一部を補助
7	フラワーバスケット設置費補助金	道路の沿道にフラワーバスケットを設置する場合に経費の一部を補助
8	地域防犯カメラ設置費補助金	犯罪を未然に防止するために防犯カメラ、映像記録装置及びカメラを設置するための柱を設置する場合に経費の一部を補助

(4) 令和5年度 町内会・自治会活動及び空き家対策に関する意見交換会

- ・実施期間 : 令和5年7月21日～令和5年8月7日
- ・参加人数 : 68名(63団体)
- ・集約結果 : (町内会・自治会活動に関する意見のみ掲載)

分類	主な意見等
活動担い手の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者が見つけれないことから、解散した組織もあり、組織運営の見直しを行わないといけない。 ・再雇用制度で70歳まで働く人が増え、役員のなり手がいない。 ・コロナ禍を経てコミュニケーションが低下した。 ・マンション住人の町内会活動の参加率が低い。 ・子ども会は忙しく協力が難しい。 ・若い世代が出てこない。若い世代がいても、親世代が現役だと出てこない。 ・子どもは高校、大学を卒業すると、他県に行き、人脈が切れてしまう。 ・市の退職者にも協力してほしい。 ・社会貢献する仕組みがないと協力してもらえない。
役員の負担感の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの文書が多い。 ・行政への書類の作成が煩雑 ・年に100回以上の会議がある。 ・民生委員等は、会長が推薦することになっている。 ・市道の草刈りを町内会で行っている。 ・除雪の協力依頼が増えている。
活動資金の確保(運営の改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の草刈りにお金と人員が掛かる。 ・ごみ集積場所の管理にお金が掛かる。
情報・技術の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保の優良事例を知りたい。 ・加入案内チラシの効果的なデザインを知りたい。 ・回覧・防災アプリなどを使いたい。 ・スマホ教室を町内会で開催したい。

(5) 令和6年度 町内会・自治会アンケート調査

- ・実施期間 : 令和6年7月19日～令和6年8月9日
- ・対象 : 383人（盛岡市内の町内会・自治会の長等）
- ・有効回収数 : 286人（有効回収率 74.7%）
- ・集約結果 :

問1 町内会・自治会が行う活動の中で、最低限欠かすことができないと考える活動は何ですか（3つまで回答）。

項目	回答数	割合 (%)
1 防犯活動（子どもの見守り、地域パトロール、防犯灯の維持管理等）	133	46.5
2 防災活動（自主防災組織の設置、防火訓練等）	92	32.2
3 高齢者福祉活動（独居老人への声かけ、訪問等）	108	37.8
4 環境美化活動（ごみ集積所の管理、草刈、清掃、花壇整備等）	199	69.6
5 青少年健全育成事業（あいさつ運動等）	10	3.5
6 スポーツ、レクリエーション、親睦活動（スポーツ大会、忘年会・敬老会等）	101	35.3
7 盆踊り、各種お祭り、伝統文化の継承	42	14.7
8 リサイクル活動（廃品回収等）	35	12.2
9 回覧板や広報誌等の情報伝達活動	132	46.2
10 その他	4	1.4

問2 町内会・自治会で役員等の担い手確保のために行っている取組がありますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 役員を引き受けてくれそうな方の情報を収集し、声かけを行っている	198	69.2
2 役割を分担するなど、負担軽減を図っている	181	63.3
3 実施事業の業務量の削減のための取組を行っている	101	35.3
4 未経験者や働いている人も安心して対応できるようなマニュアルを作成している	20	7.0
5 活動を理解してもらうための情報を発信している（会報、資料の配布など）	109	38.1
6 その他	29	10.1
7 特になし	14	4.9

問3 町内会・自治会の活動（行事など）への参加促進のため取り組んでいることがありますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 多くの人が認知できるよう、広く情報発信を行っている	172	60.1
2 直接的な声かけによる参加促進を行っている	137	47.9
3 魅力的な行事にするため、企画立案に力を入れている	78	27.3
4 多くの人が参加しやすい曜日や時間など、日程を工夫している	167	58.4
5 若い世代や子どもも楽しめるイベント等を開催している	79	27.6
6 他団体（子ども会、老人クラブ、NPO、学生など）との連携しながら開催している	115	40.2
7 その他	9	3.1
8 特になし	17	5.9

問4 町内会・自治会の活動（行事など）への参加促進のため取り組んでいることがありますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 独自の広報誌を作成し、発信している	112	39.2
2 独自のホームページで、発信している	2	0.7
3 SNS（インスタグラム、Facebook、X（旧ツイッター））等を利用している	5	1.7
4 公民館などの集会施設に情報（ポスター等）を掲示している	71	24.8
5 回覧などで、会員に情報を提供している	252	88.1
6 その他	22	7.7
7 特になし	14	4.9

問5 市が町内会・自治会に協力をお願いしている業務の中で、特に負担が大きいと感じるものは何ですか（3つまで回答）。

項目	回答数	割合 (%)
1 お知らせ等の回覧、広報当の配布	148	51.7
2 各種委員等の推薦	204	71.3
3 市行事、会議等への出席	205	71.7
4 公園、街路樹の管理	94	32.9
5 ごみ集積所の管理	145	50.7
6 その他	6	2.1

問6 盛岡市では、町内会・自治会活動の活性化のために、各種取組を行っています。町内会・自治会の活動をさらに充実させるために、市として今後どの取組を積極的に行うべきと考えますか（複数回答可）。

項目	回答数	割合 (%)
1 町内会・自治会の加入促進（転入者に対する加入促進の強化等）	94	32.9
2 役員の負担軽減（会議の開催調整、会長あて文書等の削減）	230	80.4
3 活動施設の確保への支援（補助の実施と制度周知等）	69	24.1
4 多様な主体との連携による活動支援（専門知識を有するNPO法人等の派遣等）	48	16.8
5 職員による相談等支援（市民協働推進センターの機能向上等）	63	22.0
6 情報発信の強化（市ホームページ、情報誌「つながる“わ”」の充実等）	48	16.8
7 活動担い手養成への支援（地域活動担い手養成講座等各種講座の充実化）	70	24.5
8 その他	20	7.0

問7 その他、市に対するご意見をご自由にお書きください（自由回答）。

分類	主な意見等
担い手の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員、県職、市職、小、中、高教職員など、公務員を退職した人などが積極的に地域活動に関わってほしい。 ・一旦役員を引き受けると交代ができないまま高齢化するケースが多く、町内活動の運営が厳しくなる。担い手養成講座を行い、認識を深める取組を行って欲しい。
役員の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助申請等について、もっと簡易に申請できるようにして欲しい。申請が一度で済むように。 ・公的機関の委員の適任者の選出依頼に大きな負担を感じている。
活動資金の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を増額してほしい。 ・補助金制度について、地域の特性に合わせた視点で再構築してほしい。
情報・技術の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・会報や回覧物の全戸配布をしたいが、今のところ困難なため、誰でも閲覧できるような環境をつくりたい。 ・町内会・自治会の意義や役割に関して、市民に啓発してほしい。また、他地区の活動事例などを紹介してほしい。 ・回覧・防災アプリなどを使いたい。 ・スマホ教室を町内会で開催したい。

3 地域づくり組織等の現状

(1) コミュニティ推進地区組織一覧（令和7年4月1日現在）

	地区名	組織名	事務局	備考※
1	仁王	仁王地区福祉推進協議会	仁王老人福祉センター	福
2	桜城	桜城地区福祉推進会	桜城老人福祉センター	福
3	上田	上田地域活動推進会	上田老人福祉センター	福
4	緑が丘	緑が丘地区振興福祉協議会	緑が丘老人福祉センター	福
5	松園	松園地区自治協議会	松園地区活動センター	福・地
6	米内	米内地区福祉推進会	上米内老人福祉センター	福
7	青山	青山地区活動推進会	青山地区活動センター	福
8	東厨川	東厨川地区福祉推進会	厨川老人福祉センター	福
9	みたけ	みたけ地区活動福祉推進会	みたけ地区活動センター	福
10	北厨川	北厨川地区自治福祉協議会	北厨川老人福祉センター	福
11	西厨川	西厨川地区福祉推進会	西厨川老人福祉センター	福
12	土淵	土淵地域活動推進協議会	土淵地区活動センター	福
13	城南	城南地区福祉推進会	山王老人福祉センター	福
14	中野	中野地区振興協議会	中野地区活動センター	福
15	築川	築川地区福祉推進協議会	築川老人福祉センター	福
16	山岸	山岸地区福祉推進会	山岸老人福祉センター	福
17	加賀野	加賀野地区福祉推進会	加賀野老人福祉センター	福
18	杜陵	杜陵地区福祉推進会	杜陵老人福祉センター	福
19	大慈寺	大慈寺地区福祉推進会	大慈寺老人福祉センター	福
20	仙北	仙北地区社会教育福祉推進会	仙北地区活動センター	福
21	本宮	本宮地区福祉推進会	本宮地区活動センター	福
22	太田	太田地区自治会協議会	太田地区活動センター	
23	つなぎ	つなぎ地区振興福祉推進協議会	JSC もりおか学生寮（旧ひまわり荘）	福・地
24	見前	見前地区自治公民館連絡協議会		
25	飯岡	飯岡地区自治公民館連絡協議会	飯岡地区公民館	
26	乙部	乙部地区自治公民館連絡協議会	乙部地区公民館	
27	巻堀姫神	巻堀姫神地区福祉推進会	巻堀児童館	福・地
28	好摩	好摩地区福祉推進会	好摩児童館	福
29	渋民	渋民地区福祉推進会	渋民児童館	福
30	玉山藪川	玉山藪川地区福祉推進会	日戸児童館	福・地

（※地区福祉推進会：福、地域づくり組織：地）

(2) 地区福祉推進会一覧（令和7年4月1日現在）

	地区名	福祉推進会名	事務局
1	西厨川	西厨川地区福祉推進会	西厨川老人福祉センター内
2	北厨川	北厨川地区自治福祉協議会	北厨川老人福祉センター内
3	本宮	本宮地区福祉推進会	本宮老人福祉センター内
4	築川	築川地区福祉推進協議会	築川老人福祉センター内
5	中野	中野地区福祉推進会	川目老人福祉センター内
6	つなぎ	つなぎ地区振興福祉推進協議会	JSC もりおか学生寮（旧ひまわり荘）
7	青山	青山地区活動推進会	青山地区活動センター内
8	仁王	仁王地区福祉推進協議会	仁王老人福祉センター内
9	米内	米内地区福祉推進会	上米内老人福祉センター内
10	杜陵	杜陵地区福祉推進会	杜陵老人福祉センター内
11	城南	城南地区福祉推進会	山王老人福祉センター内
12	東厨川	東厨川地区福祉推進会	厨川老人福祉センター内
13	仙北	仙北地区社会教育福祉推進会	仙北地区活動センター内
14	山岸	山岸地区福祉推進会	山岸老人福祉センター内
15	桜城	桜城地区福祉推進会	桜城老人福祉センター内
16	太田	太田地区福祉推進会	下太田老人福祉センター内
17	緑が丘	緑が丘地区振興福祉協議会	緑が丘老人福祉センター内
18	上田	上田地域活動推進会	上田老人福祉センター内
19	大慈寺	大慈寺地区福祉推進会	大慈寺老人福祉センター内
20	松園	松園地区自治協議会	松園地区活動センター内
21	加賀野	加賀野地区福祉推進会	加賀野老人福祉センター内
22	見前	見前地区福祉推進会	市立世代交流センター内
23	津志田	津志田地区福祉推進会	津志田児童センター内
24	乙部	乙部地区福祉推進会	乙部老人福祉センター内
25	飯岡	飯岡地区福祉推進会	飯岡児童センター内
26	永井	永井地区福祉推進会	永井児童センター内
27	みたけ	みたけ地区活動福祉推進会	みたけ地区活動センター内
28	土淵	土淵地域活動推進協議会	土淵地区活動センター内
29	巻堀姫神	巻堀姫神地区福祉推進会	巻堀児童館内
30	好摩	好摩地区福祉推進会	好摩児童館内
31	渋民	渋民地区福祉推進会	渋民児童館内
32	玉山薮川	玉山薮川地区福祉推進会	日戸児童館内

(3) 地域づくり組織一覧（令和7年4月1日現在）

	地区名	組織名	まちづくりのスローガン	開始年度
1	青山	青山地区まちづくり協議会	人のわで みんな元気なまち青山	平成 23 年度
2	城南	城南地区地域づくり委員会	住みよいまち 古都「城南」	
3	本宮	本宮地区福祉推進會	安全安心と活力のあるまち本宮 だれもが暮らしやすいまち本宮	
4	渋民	渋民地区自治会連絡協議会	石川啄木と自然を生かした里づくり	平成 24 年度
5	巻堀 姫神	巻堀姫神地区福祉推進會	美しい自然と思いやりのふるさと巻堀姫神	
6	東厨川	東厨川地区福祉推進會	歴史が薫る 櫻とみどりのまち東厨川	
7	松園	松園地区自治協議会	松園！いいよね	
8	乙部	乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会 (乙部地区町内会連絡協議会)	協働のまちづくりは乙部の未来を創る	平成 28 年度 (平成 24～27 年度)
9	つなぎ	つなぎ地区振興福祉推進協議会	自然と景観の調和をはかり 人との交流をもたらす 住みよいつなぎ	平成 25 年度
10	玉山 藪川	玉山藪川地区福祉推進會	豊かな自然と伝統文化を生かした 安心して暮らせる地域づくり	平成 26 年度
11	好摩	好摩地区まちづくり協議会	活力に満ちて魅力あふれる好摩	
12	山岸	山岸地区福祉推進會	自然豊かでみんな元気なまち山岸	

(4) 元気なコミュニティ特選団体一覧（令和7年4月1日現在）

	団体名	認定年	町内会・自治会
1	つなぎ町内会	平成24年	○
2	永井地区まちづくりの会	平成24年	
3	上田堤町内会	平成24年	○
4	本宮三丁目老人クラブ「かよいの道」	平成24年	
5	川又神楽復活後援会	平成24年	
6	綱取ダムの環境と清流を守る会	平成24年	
7	西青山三丁目町内会	平成24年	○
8	松園地域まちづくりセンター こーでねえと松園	平成24年	
9	南大通三丁目町内会	平成24年	○
10	もりおか八幡界限まちづくりの会	平成24年	
11	下久根町内会	平成24年	○
12	北山自治会	平成26年	○
13	黒石野平地区町内会	平成28年	○
14	上鹿妻自治会	平成28年	○
15	太田地区自治会協議会	平成28年	
16	鉦屋町町内会	平成28年	○
17	中太田新田町内会	平成29年	○
18	仙北一丁目第二町内会	平成29年	○
19	寺林自治会	平成29年	○
20	内丸第二町内会	平成29年	○
21	南大通二丁目町内会・防犯防災安全部	平成30年	○
22	高松四丁目町内会	平成30年	○
23	特定非営利活動法人盛岡 YMCA	平成30年	
24	杜陵地区福祉推進会 杜陵外遊び応援隊・TOPS	平成30年	
25	稲荷町内会	平成30年	○
26	長橋町自治会	平成30年	○
27	境田町町内会	令和元年	○
28	上羽場町内会	令和元年	○
29	特定非営利活動法人インクルいわて	令和元年	
30	特定非営利活動法人日本ヨガ連盟盛岡事務局	令和2年	
31	特定非営利活動法人 GreenFields	令和2年	

	団体名	認定年	町内会・自治会
32	中永井自治会	令和3年	○
33	城南地区地域づくり委員会	令和3年	
34	特定非営利活動法人いなほ	令和3年	
35	青山地区まちづくり協議会	令和4年	
36	特定非営利活動法人穠吉敏子ジャズミュージアム	令和5年	
37	特定非営利活動法人本州産クマゲラ研究会	令和6年	
38	沢田町内会	令和6年	○
39	特定非営利活動法人未来図書館	令和6年	
40	特定非営利活動法人いわてグリーンサポート	令和6年	
41	田中自治会	令和6年	○

(5) 地域づくり事業に関する意見交換会

- ・実施期間 : 令和5年12月18日～令和6年3月8日
- ・対象 : 地域づくり組織 (全12地区)
- ・集約結果 :

■地域づくり事業の成果、課題について

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりの醸成、町内の緊密化が図られた。 ・地域資源の活用、地域の魅力発信が行われた。 ・地域の事業規模が拡大し、内容が充実した。 ・地域の景観が整備され、環境美化に繋がった。 ・防災訓練や啓発看板の設置により、防災意識が向上した。 ・地域内の組織が統合され、運営体制が強化された。 ・イベント等の実施を通じ、地域活性化につながった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の参加者が少ない。 ・活動メンバーが固定化し、人材不足になってきている。 ・事務局の負担感が増加している。 ・関係団体との調整に苦勞している。 ・コロナ禍を経て、事業への参加者・意欲が減少している ・防災無線を設置したいが、現在の補助金額では実施が難しい。 ・活動拠点がなく、事務局体制に不安がある。

■地域づくり事業に対する意見、市の支援について

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費にも補助金を充てられるようにしてほしい。 ・全ての地区が地域づくり事業を開始し、他地区と連携できるようにしてほしい。 ・初年度から3年間は定額で、4年目以降は8割にするなど、初年度から数年は補助金額を手厚くしてはどうか。 ・事業計画や前年度の実績により、補助金額を決定してはどうか。 ・現在の補助金額を維持してほしい。 ・次期計画策定に合わせ、地域づくり事業を未実施の18地区に対し、地域づくり事業を開始するか否かを選択してもらってはどうか。
市の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・IT活用の支援（研修会の開催等）をしてほしい。 ・小学校区、中学校区、コミュニティ推進地区などの地区割を統一してほしい。 ・他地区の取組について情報提供してほしい。 ・事業のコーディネーター等、助言をしてほしい。 ・地域窓口サポーターなどの市職員に活動・運営の手伝いを依頼したい。 ・活動拠点を市の施設に置くことができないか、検討をお願いしたい。

4 NPO法人・市民活動団体の現状

- ・実施期間 : 令和5年9月29日～令和5年10月20日
- ・対象 : 盛岡市のみ主たる事務所を有するNPO法人(118法人)
盛岡市社会福祉協議会で認定しているボランティア団体(79団体)
- ・有効回収数 : 92団体(NPO法人 61団体、ボランティア団体 31団体)
- ・集約結果 :

問1 活動は、おおよそどれくらいの頻度で行っていますか。

項目	回答数	割合 (%)
1 何年かに1回	1	1.1
2 年1～5回	7	7.6
3 年6～11回	6	6.5
4 月1～2回	17	18.5
5 月3～4回	15	16.3
6 週2～4回	10	10.9
7 週5～7回	27	29.3
10 その他	8	8.7
11 未回答	1	1.1
合計	92	100

問2 市と協働で実施している事業があれば、担当している課等や事業の内容をご記入ください。

項目	回答数	割合 (%)
1 あると回答した課	37 (協働事業数: 56件)	40.2
2 なし(未回答)	55	59.8
合計	92	100

問3 今後の活動を進めていくうえで、予定している取組は何ですか(複数回答可)。

項目	回答数	割合 (%)
1 学校や町内会、企業などと連携して、活動の場を広げる	33	35.9
2 団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する	33	35.9
3 行政が行っている事業を受託する	25	27.2
4 他の団体や関係機関と交流する	38	41.3
5 活動に関わってくれる人を増やす	64	69.6
6 現状を維持したまま活動する	22	23.9
7 その他	9	9.8

問4 貴団体の活動又は協働事業に関して、市に要望することは何ですか(複数回答可)。

項目	回答数	割合 (%)
1 活動を担う人材を育成するために各種講座や研修会を実施する	32	33.7
2 研修を行ったり、他の団体と交流したりする場を提供する	32	34.8
3 インターネットや広報誌でNPO活動に関する情報を発信する	38	41.3
4 業務委託など協働事業を行う課等を増やす	22	23.9
5 助成金・補助金の交付や税制上の措置など金銭的支援をする	50	54.3
6 その他	10	10.9

問5 市に対する具体的な要望や、貴団体が抱えている課題があればご記入ください(自由回答)。

項目	主な意見等
会員・参加者の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業への参加者が減少している。参加者が固定化している。 ・高齢化に伴い、団体の会員数が減少している。 ・行政として、ボランティアの育成を支援してほしい。
活動資金の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業の補助金を増額してほしい。 ・運営や人件費に活用できる助成制度を検討してほしい。 ・団体の財務や経理、会計についての講習があると良い。
周知不足	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知に協力してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広い視野で活動できるよう横断的に支援してくれる部署があると良い。

資料3 策定の経緯

月日	内容
令和5年7月21日～ 令和5年8月7日	町内会・自治会活動、地域協働及び空き家対策に関する意見交換会 対象：383人（盛岡市内の町内会・自治会の長等） 有効回収数：286人（有効回収率 74.7%）
令和5年9月15日	令和5年度市民協働推進連絡会議 構成員：関係課等の長 出席者：20人
令和5年9月29日～ 令和5年10月20日	NPO活動に関するアンケート調査 対象：盛岡市のみ主たる事務所を有するNPO法人（118法人）及び盛岡市社会福祉協議会で認定しているボランティア団体（79団体） 有効回答数：92団体
令和5年12月18日～ 令和6年3月8日	地域づくり事業に関する意見交換会 対象：地域づくり組織（全12地区）
令和6年8月16日～ 令和6年8月30日	市民アンケート 対象：満18歳以上の市民（対象者数 3,000人） 有効回収数：1,286人（有効回収率 42.9%）
令和6年10月18日	「（仮称）第2次盛岡市地域づくり協働推進計画（案）」の策定に向けた意見交換会 対象：盛岡市町内会連合会役員及び事務局員 玉山地域自治会連絡協議会役員及び事務局員
令和7年4月23日	令和7年度 第1回市民協働推進連絡会議 構成員：関係課等の長 出席者：26人
令和7年7月4日	第1回盛岡市市民協働推進アドバイザー会議 アドバイザー：6名
令和7年7月29日	「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画（案）」に係る説明会 対象：玉山地域自治会連絡協議会役員
令和7年7月30日	「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画（案）」に係る説明会 対象：盛岡市町内会連合会役員

月日	内容
令和7年8月26日～ 令和7年9月2日	「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画（案）」に係る説明会の開催 対象：町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織、地域づくり組織 出席者：のべ99人
令和7年10月9日	令和7年度 第2回市民協働推進連絡会議 構成員：関係課等の長 出席者：23人
令和7年10月27日	政策形成推進会議 構成員：二役及び各部等の長
令和7年11月4日	庁議
令和7年11月21日	盛岡市議会全員協議会
令和7年12月16日～ 令和8年1月15日	パブリックコメント
令和8年1月〇日	第2回盛岡市市民協働推進アドバイザー会議 アドバイザー：5名
令和8年〇月〇日	庁議
令和8年3月〇日	市長決裁